

南城市観光振興計画策定業務

調査報告書編

平成20年3月

南 城 市

目 次

第1. 調査の概要	1
(1) 調査の目的.....	1
(2) 調査の留意点.....	1
(3) 本調査の構成.....	1
(4) 調査フロー.....	2
第2. 調査内容	3
1. 関連計画等の概要整理.....	3
(1) 全国並びに沖縄観光の現状と動向.....	3
(2) 南城市上位計画の概要.....	41
(3) その他関連計画の概要.....	58
(4) 観光関連施策の評価.....	67
2. 南城市の概要及び観光基盤の条件等(観光マーケット調査).....	77
(1) 南城市の位置的特性等基礎事項.....	77
(2) 既存観光施設・資源等の点検・整理.....	87
(3) 観光客に関する現状分析.....	93
(4) 南城市に対するイメージ把握.....	105
. 観光客アンケート調査.....	105
. インターネット調査.....	129
. レンタカーのナビゲーションシステム登録件数調査.....	136
(5) 住民アンケート.....	143
(6) 旅行業者ヒアリング.....	233

第1．調査の概要

(1) 調査の目的

本業務は、南城市の観光振興を政策的に推進していくための総合的・体系的な計画策定を目的とするものである。

そのため、南城市の観光の現状を客観的かつ多角的な見地から調査分析し、南城市の目指す観光の方向性の実現に向けての計画課題を明らかにする。

観光産業は沖縄県におけるリーディング産業であり、県等上位機関での観光振興の位置づけや動向及び南城市で現在策定中の上位計画の動向を把握整理することにより、社会的な観光振興の方向性と乖離することなく、南城市における望ましい観光振興プログラムの方向性を示すことを調査の目的とする。

また、本計画は、実現性・具体性を持たせることに主眼を置いて策定するものとし、これについての大きな達成目標として「南城市観光協会」の必要性を明確にする。

(2) 調査の留意点

南城市では、南城市観光振興計画書策定業にあたり、以下の留意点が重要であると認識し、これを踏まえた計画策定を行うこととする。

本調査は、報告書を作るための調査ではなく、「観光振興の趣旨をみんなが理解し、実行していくための指標」となるものでなければならない。

【観光振興計画策定の留意点】

～だれもが理解し、共感し、伝えることができる内容であること～

観光振興を行うためには、行政・事業者・市民が一丸となって取り組む必要がある。また、その中で核となる人材の育成とその方法など位置づける必要がある。

～明確なビジョンに基づく具体的な目標値の設定を行うこと～

現状打破と計画だけで終わらないために、一本筋の通ったビジョンに基づいた着地点を数値として明確に定める必要がある。

～目標実現のための実行組織の有り方を示すこと～

現状を打破する目標実現のために、現状の取り組みや組織に対して「+」の要素を加味した、目標実現のための実行組織の有り方を示す必要がある。

～目標実現に向けた役割分担を明確にすること～

目標を実現するためには、実行組織だけではなく「いつ、誰が、誰に対して、何をやる」というみんなの役割分担が必要となる。この役割分担まで明確にして初めて、最初の留意点が生きてくることとなる。

(3) 本調査の構成

本調査は、調査報告書編と南城市観光振興計画書編の2部構成となるため、仕様にある調査項目を以下の様に分類し、調査を行うものとする。

1) 調査報告書

観光振興計画を策定する上での現況把握等の基礎調査(本作業経書の調査項目)をとりまとめたバックデータのなものとして位置づける。

また、観光振興計画策定委員会及び庁内検討委員会、ワーキングチームでの検討経過や先進地視察の状況などもまとめることとする。

2) 観光振興計画書

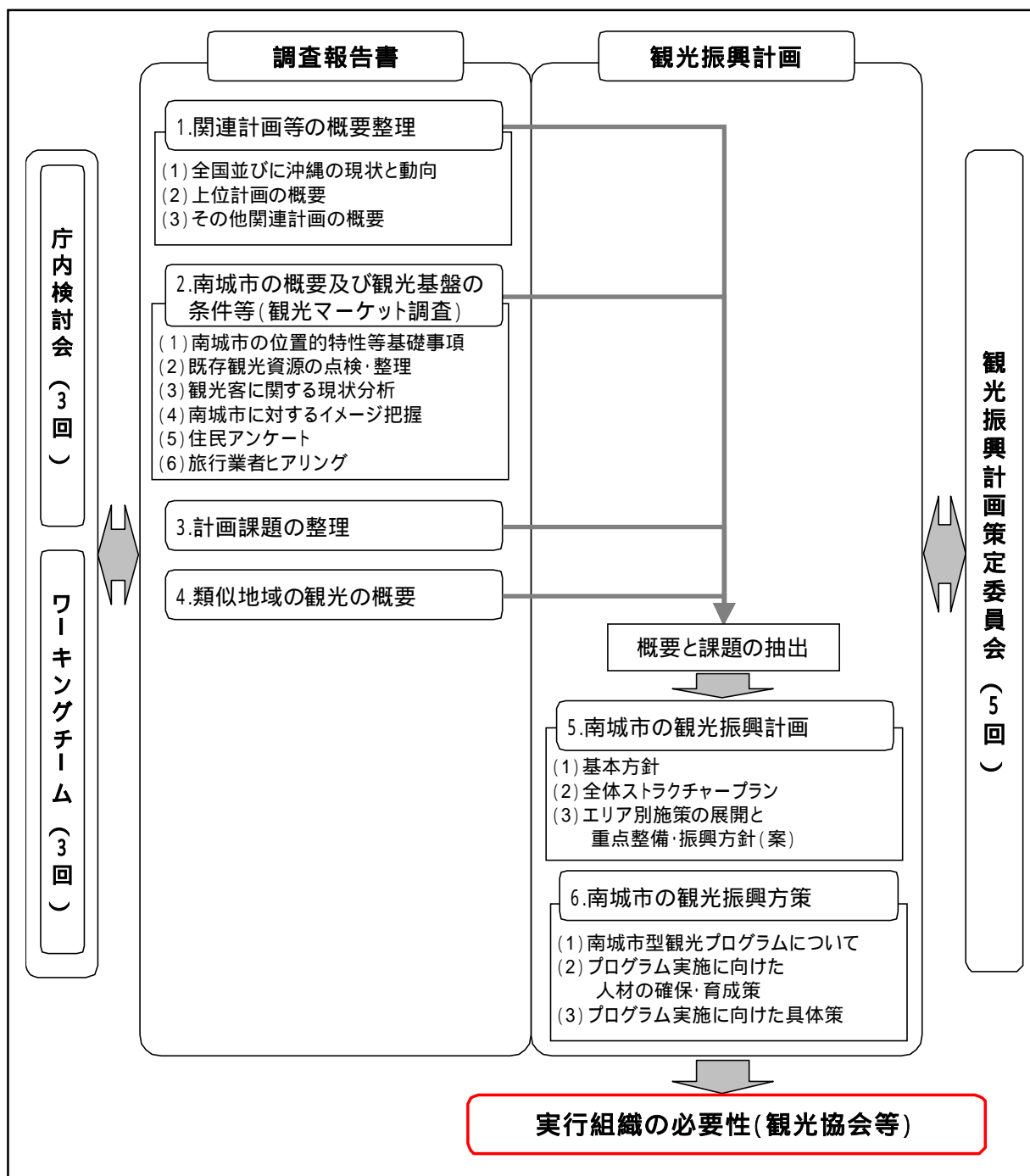
調査報告書をもとに南城市の観光振興の方向性を導き出し、みんなの指標となるものとして位置づけ、前記留意点に配慮し、「明確なビジョン(方向性)」、「具体的な数値目標」、「実行組織の有り方と役割分担」を明記するものとする。

読みやすさや見やすさ等を考慮し、大きめな文字で20ページ程度にまとめるように配慮する。

(4) 調査フロー

本調査は、以下の流れで行うものとする。

【南城市観光振興計画策定フロー】



第2. 調査内容

本調査においては、実現性・具体性の高い計画をつくり、観光振興 産業の活性化へとつなげていくために「観光振興に関わる現状分析」が最も重要であり、注力すべき事項であると考え。

そこで、以下の調査項目のもと、観光振興上の課題を明確にし、具体策を導き出すこととする。

1. 関連計画等の概要整理

観光という分野は、非常に多岐にわたり関連、連携を必要とする。

また、観光分野は、国としても力を入れ振興を図っている分野でもある。

国、県における関連施策をまとめ、大きな観光の方向性を整理し、南城市の観光振興計画の方向性を検討する上での参考資料とする。

(1) 全国並びに沖縄観光の現状と動向

観光産業は、沖縄県のリーディング産業であるため、全国の動きとそれに対応する沖縄県の目指す観光の動向を調査し、計画に反映する。

1) 国の観光関連施策整理

平成18年12月に観光基本法が改正され、それに伴い、新たに観光立国推進基本法が平成19年1月1日施行された。

これにより、ビジット・ジャパン・キャンペーンなど外国人観光客のさらなる積極的な誘致と観光立国の実現に向けて、国と地方公共団体との連携・協力体制の必要性等が改めて明確になってきたといえる。これに伴い、平成19年6月に「観光立国推進基本計画」が策定された。

平成12年12月、国の観光政策審議会の「21世紀初頭における観光振興方策～観光振興を国づくりの柱に～」答申

【策定趣旨】

平成7年に観光政策審議会より「今後の観光政策の基本的な方向」が答申されてから、少子・高齢化の進展、地域の社会環境を重視した地域振興の必要性の増大、情報化の急速な進展など経済社会情勢が変化してきている。

21世紀の観光は、国民生活の真のゆとりとうるおいの創出、地域の自然・文化などを生かした、持続的に発展可能な地域社会の振興、国際的相互理解の増進等の観点から、ますます重要な役割を期待されるものと考えられる。

このような観光をめぐる環境の変化や観光に対する期待の高まりに対応し、また、平成7年答申において示された方向をより具体化していくため、21世紀初頭における観光振興方策を確立するため、運輸大臣は平成11年4月に観光政策審議会に対し諮問を行った。

【要 旨】

観光の意義	
人々にとって	・ ゆとりとうるおいのある生活に寄与 ・ 地域の歴史や文化を学ぶ機会
地域にとって	・ 地域住民の誇りと生きがいの基盤の形成 ・ 地域活性化に寄与
国民経済にとって	・ 大きな経済効果
国際社会にとって	・ 国際相互理解の増進、国際平和に貢献

21世紀初頭の観光振興を考える基本的視点	
誰もが「気軽」に楽しめる観光の振興	
高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等様々な人々が大きな負担感がなく、これまで以上に気軽に楽しめるような観光振興が必要である。	
住民と旅人とが互いに交流しあう観光の振興	
観光関係者のみならず、地域住民全体が観光客と互いに交流し合い、共に楽しめるような観光振興が必要である。	
自然・社会環境と共生する観光の振興	
自然・社会環境と共生し、魅力の継続、資源の保全・発展、住民や観光客の満足度の継続等多様な側面からも持続的な発展が可能となる観光振興が必要である。	

21世紀初頭において早急に検討・実現すべき具体的施策の方向	
1. 観光まちづくりの推進(個性ある「まち」の表情へ)	
個性ある「観光まちづくり」理念の確立と普及	
行政、地域住民、事業者、ボランティア、NPO等による長期的な視点に立った自主的な「観光まちづくり」理念の確立	
都市計画等の計画への「観光まちづくり」理念の反映	
そぞろ歩きのできる個性的な「観光まちづくり」の推進	
「観光まちづくり」と一体となった街路整備・水辺の整備等	
トイレ、休憩施設、案内板等観光地のバリアフリー化の推進	
観光地のオーバーユース(過剰利用)の防止や自然環境保護を図るための仕組みづくりの検討	
文化財・文化遺産の活用の推進	
効果的な「観光まちづくり」のための市町村広域連携等の推進	
住民相互の交流による連携強化、地域に共通するアイデンティティ(個性の基盤)の醸成	
広域的な連携による観光関連情報等の共同発信	
2. 観光分野でのITの積極的活用	
IT活用のための環境整備(インフラ整備、利用者保護)	
プライバシー保護やハッカー対策、国際的な枠組みづくりを含めた利用者保護対策の実施	
桜の開花、イベント、紅葉等から宿泊、交通も含めた観光地に係る情報や災害情報のリアルタイムの提供	

3. 高齢者等が旅行しやすい環境づくり	
観光バリアフリー化の推進等	
公共交通機関のバリアフリー化の推進	
宿泊施設や観光施設、観光のための案内表示システム・休憩施設のバリアフリー化等、ハード・ソフト両面における誰もが旅行しやすい環境をつくるための総合的かつ具体的な対策の推進	
4. 外国人観光客来訪促進のための戦略的取組み	
外客の多様なニーズへの対応	
個人客向け情報提供サービスの充実	
市場調査に基づく重点的訪日促進キャンペーンの積極的な展開	
様々な連携強化	
韓国等近隣諸国と国境を越えて連携した「東アジア広域観光交流圏」の設定及び誘客活動の実施	
二国間観光協議による国別交流目標の設定と相互交流の枠組みの確立	
外客受入れ体制整備	
通訳案内体制の充実	
ボランティアガイドの熱意を生かせるシステムの充実	
5. 観光産業の高度化・多様化	
国民ニーズに適合した「企業改革」	
- 旅行会社による取組み -	
企画力のある専門性の高いコンサルティング機能の充実	
- 宿泊施設経営者等による取組み -	
空室在庫管理、イールドマネジメントの強化、コスト管理の徹底、サービス内容の充実	
- 旅行会社及び宿泊施設経営者等の連携 -	
観光産業全体の意識改革、「企業改革」のための共同での取組み	
観光産業の社会経済への貢献の大きさに関する積極的PRとその組織的推進	
観光産業の市場規模、経済波及効果についての定量的分析	
民間事業者等の積極的な連携と戦略的な取組み、組織化による一体的推進	
優秀な人材の確保・育成のための総合的取組み	
関係者が連携した観光学に関する研究の充実	
総合的、効率的な人材育成をめざした産官学の連携ネットワークの構築	
新しいツーリズムへの対応	
地方自治体やNPO等の新しいツーリズムの創造・定着に対する取組みの支援	
新しいツーリズムについて適切かつ安全に案内できる人材の育成、組織化	

6.連続休暇の拡大・普及促進と長期滞在型旅行の普及	
	長期滞在型旅行環境の整備 以下についての国民運動の展開 <hr/> 話し合いによる長期休暇制度の導入等職場における連続休暇の取得の容易化 <hr/> 年次有給休暇の取得率向上の環境整備
	長期滞在型旅行商品の開発等 <hr/> 連泊割引等の長期滞在型旅行向け料金システムの導入・普及 <hr/> 温泉保養、農業体験等長期滞在型の各種観光資源・メニューの開発
7.国民の意識喚起	
	国民全体の意識喚起 <hr/> 日常的、基本的マナーのあり様についての心がけ <hr/> 家庭や学校におけるマナーやホスピタリティに関する教育の充実
	観光客の意識喚起 <hr/> 訪問先の文化、伝統等に対する謙虚な気持ち、寛容な心や尊敬の念をもつこと
	住民の意識喚起 <hr/> 日常生活上も観光客に対してもてなしの心や思いやりの気持ちをもって接すること

平成15年7月、「観光立国行動計画」の策定

【策定趣旨】

内閣総理大臣は、国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため観光立国懇談会を開催することを決め、その直後の第156回国会の施政方針演説において、日本を訪れる外国人旅行者を2010年に倍増させることを目標として掲げた。

これを受けて観光立国懇談会において、4回の懇談会及び数回にわたる有識者のみの会合や起草委員会を開き、観光の意義や課題、戦略などについて幅広い観点から熱心な検討を重ねた。

観光立国は、一朝一夕に達成できるものではなく、そこには効果的かつ息の長い施策の積み重ねが必要であるとして、21世紀の我が国の進路である「観光立国」実現に向けて、この行動計画とともに、本日その第一歩を踏み出すこととしている。

【要 旨】

<p>・21世紀の進路「観光立国」の浸透</p> <p>1. 21世紀日本の進路である「観光立国」への価値観の転換</p> <p>2. 国民の国際交流意識の啓発</p>
<p>・日本の魅力・地域の魅力の確立</p> <p>1. 日本の魅力の維持、向上、創造</p> <p>(1) 魅力 「自然との共生を図り、美を追求すること」</p> <p>(2) 魅力 「伝統的なものと現代的なものが共存していること」</p> <p>(3) 魅力 「産業的な活力と文化的な香りが共存していること」</p> <p>(4) 魅力 「日本的なものと西洋的なものが共存していること」</p> <p>(5) 魅力 「自然の景観に恵まれていること」</p> <p>(6) 魅力 「社会の治安と規律が保たれていること」</p> <p>(7) 十分に活用されていない観光資源の有効活用</p> <p>2. 「一地域一観光」国民運動の展開</p> <p>(1) 地域の魅力の発見、理解、再評価</p> <p>(2) 地域の魅力の発見、理解のための休暇取得の促進</p> <p>(3) 地方における「一地域一観光」運動体制の整備</p> <p>3. 地域の輝く個性を発揮する「一地域一観光」の推進</p> <p>(1) 「一地域一観光」に磨きをかける良好な景観の維持、向上、創造</p> <p>(2) 魅力あるまちづくり・むらづくりの取組み支援</p> <p>(3) 一地域一観光のネットワーク化</p> <p>(4) 沖縄等の魅力づくり・魅力の発信</p>
<p>・日本ブランドの海外への発信</p> <p>1. 日本ブランドのより効果的な発信のための戦略・体制</p> <p>(1) 調査、戦略構築</p> <p>(2) 体制整備</p> <p>2. 観光先進国並みの日本ブランドの強力な発信</p> <p>(1) トップセールス、イベント等によるアピール度の高い発信</p> <p>(2) 海外メディア、映画・書籍等を通じた発信</p> <p>(3) ITを活用した情報発信</p> <p>(4) フェイス・トゥ・フェイスの発信</p> <p>(5) コンベンション・イベント等の誘致・開催</p>

<p>・観光立国に向けた環境整備</p> <p>- 1. 快適な観光を支える国内環境整備</p> <p>1. 外国人の一人歩きも可能な親切・快適空間の形成</p> <p>(1) 日本での観光環境整備に対する外国人による評価とガイドラインづくり (2) 外国人にも分かる、利用できる案内・標識等の整備 (3) バリアフリー化の推進</p> <p>2. 国内移動の利便性等の向上</p> <p>(1) 国内航空の輸送力の増強、安心・快適な国内航空の確保 (2) 空港・港湾の利便性の向上、高度化 (3) 陸上幹線交通網の整備 (4) 地域内移動の利便性・快適性の向上</p> <p>3. 外国人のニーズに応える人と産業</p> <p>(1) 低コスト化など観光産業等の国際競争力の強化 (2) 旅行のキャッシュレス化 (3) 国際交流時代を担う人材の育成 (4) 人的国際交流等による国民の国際交流能力の向上</p>
<p>- 2. 円滑な訪日を支える環境整備</p> <p>1. 出入国の円滑化</p> <p>(1) 査証取得の負担の軽減等 (2) 出入国手続きの円滑化</p> <p>2. 国際交通の充実</p> <p>(1) 国際輸送力の増強 (2) 信頼性の高い航空輸送の確保 (3) 空港等のアクセス、利便性の向上 (4) 「e - エアポート構想」の推進</p> <p>3. 相互交流を活発化させるための国際連携</p>
<p>・観光立国に向けての戦略の推進</p> <p>1. 観光立国に向けての効果的な施策の展開</p> <p>2. 観光立国への総合的・戦略的展開を図るための体制の整備</p>

平成18年12月、「観光立国推進基本法」の制定

【制定趣旨】

「魅力ある観光地づくりと国際・国内観光の振興を推進し、観光立国を実現」をスローガンとして、それぞれの地域が持つ特色を生かした魅力ある観光地づくりの取り組みを推進するとともに、それぞれの地域の伝統、文化などの魅力を内外に発信して国際・国内観光を振興するなど、観光立国の実現に関する施策を総合的、計画的に推進する。

【要 旨】

基本理念	
	地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。
	観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進が図られるよう講ぜられなければならない。
	観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講ぜられなければならない。
	観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

平成19年6月、「観光立国推進基本計画」

【策定趣旨】

<p>観光立国の実現は、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に定められているとおり、地域経済の活性化、雇用の機会の増大、国民の健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造、国際相互理解の増進等の意義を有するものである。</p> <p>同法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ここに観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとする。</p>

【要 旨】

基本的な方針
国民の国内旅行、外国人の訪日旅行、国民の海外旅行を発展。
観光による交流人口の拡大
観光の持続的な発展を推進。
地域における創意工夫を生かした主体的な取組の尊重 地域固有の観光資源を保全・育成・活用 観光地における環境保全
観光の発展から、地域住民が誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を実現。
地域固有の伝統、文化、歴史などの魅力を輝かせ、それらの優れた特質を地域社会の発展に最大限生かす。
観光の発展から、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献。
内外の人々や企業等を惹きつける磁力を強化
計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、今後5年間を対象として策定する。
観光立国の実現に関する目標
1. 観光立国の実現のための基本的な目標
訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標
日本人の海外旅行者数と同程度にする
我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標
アジアにおける最大の開催国を目指す
日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう1泊増やす
年間4泊にする
日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標
国際相互交流を拡大させる
国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標
旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等

2. 「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に関する目標

国際競争力の高い魅力ある観光地づくりの取組を奨励するとともに、他の参考となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

良好な景観の形成について、景観法に基づき、市町村の景観行政団体への移行、景観計画の策定等を推進し、社会資本整備重点計画に目標が掲げられた場合、それを達成する。また、重要文化的景観の保全に関する活動を奨励する。さらに、道路の無電柱化率を平成19年度までに15%に高めることを目標とし、電線類の地中化等を進める。

東京国際空港(以下「羽田空港」)について、新たに四本目の滑走路を平成22年10月末までに整備する。成田国際空港(以下「成田空港」)について、平行滑走路を平成21年度末までに延伸する。関西国際空港について、二本目の滑走路を整備し、完全24時間空港として活用を図る。また、すべての国際拠点空港と都心部の間のアクセス所要時間を平成22年度までに30分台にすることを目指し、鉄道の整備を進める。さらに、平成19年度までに拠点的な空港・港湾への道路アクセス率を68%とし、隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合を77%とし、道路渋滞による損失時間を38.1億人時間から約1割削減することをそれぞれ目標とし、道路の整備を進める。

3. 「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」に関する目標

国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標

旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等

観光産業の高度化を図る

観光関係学会等の活動の充実を奨励する
高等教育段階において観光の振興に寄与する人材の育成を促進

観光マネジメントの強化を図る

関係業界と連携しつつ、観光関係業種における技能評価・資格制度の導入を奨励
観光事業従事者のインセンティブの向上等

・通訳案内士の登録人数を平成23年までに概ね5割増やして15,000人(地域限定通訳案内士を含む)を目標。

・ボランティアガイドの数を平成23年までに概ね5割増やして47,000人を目標。

4. 「国際観光の振興」に関する目標

訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標

日本人の海外旅行者数と同程度を目指す。
ビジット・ジャパン・キャンペーンの強化・高度化を図る
我が国の豊かな観光資源の発信を強力に展開

我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標

アジアにおける最大の開催国を目指す

我が国青少年の国際交流を推進

我が国の学校等を訪れ児童生徒と交流するフレンドシップ・ジャパン・プラン等による外国人青少年の受入者数の倍増を目指す

外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を20分以下にすることを目標

出入国手続の迅速化・円滑化を図る

外国語での対応が可能な「ビジット・ジャパン案内所」を平成23年度までに300ヶ所に倍増することを目標

国・独立行政法人が設置した主要な観光施設全てに案内・表示を複数言語で行う。その他の主体が設置したものについても複数言語化を奨励する。

日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標

国際相互交流を拡大させる。

発展途上国等の観光振興に協力する観点から、日本人海外旅行者の戦略的なディスティネーション開発を奨励する。

諸外国との観光交流年等を毎年2件程度設定することを目標

諸外国との相互交流の拡大を目指す。

航空自由化(アジア・オープンスカイ)による戦略的な国際航空ネットワークの構築
羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化

<p>5. 「観光旅行の促進のための環境の整備」に関する目標</p>
<p>有給休暇の取得を促進</p>
<p>取得率の向上を目指す 企業等の優れた取組の紹介等を行う。</p>
<p>学校休業の多様化と柔軟化を進める。</p>
<p>小・中学校の秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業など</p>
<p>国民全体の意識喚起を図るとともに、地域の魅力や観光の意義に関する子供たちの理解を増進するための活動を奨励する。</p>
<p>国民の観光に関する意義、マナーの普及や観光資源の保全等を図るための広報活動を行う</p>
<p>観光関係功労者を表彰する制度について、平成20年度までに対象を拡大する。</p>
<p>一体的・総合的なバリアフリー化を以下のとおり計画的に推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設のすべてについて平成22年までにバリアフリー化。また、これ以外の旅客施設についても、地域の実情にかんがみ、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化。 ・ 鉄道車両及び軌道車両の約50%、バス車両の約30%、船舶の約50%、航空機の約65%について平成22年までにバリアフリー化。 ・ 原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路及びすべての当該道路における信号機等について平成22年までにバリアフリー化。 ・ 都市公園における園路及び広場の約45%、駐車場の約35%、便所の約30%について平成22年までにバリアフリー化。 ・ 特定路外駐車場の約40%について平成22年までにバリアフリー化。 ・ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物の約50%について平成22年までにバリアフリー化。
<p>平成19年度に旅行商品の創出と流通を促進するデータベースを構築するとともに、円滑化のための方策を講じる。</p>
<p>体験型、交流型等の特色を有する新たな形態の旅行の開拓とその普及を進める</p>
<p>屋外広告物法の活用により各地方公共団体による違反屋外広告物の一斉パトロール等違反屋外広告物の是正対策を促進する。</p>

観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

- ・ 国際競争力の高い魅力ある観光地の創出
- ・ 広域連携による観光振興の促進
- ・ 観光地域づくり人材の発掘と活用
- ・ 地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出
- ・ 宿泊産業における新たなサービスの提供
- ・ 観光・集客サービス、地域資源の活用への支援
- ・ 構造改革特区、地域再生の活用

宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備

- ・ ホテル・旅館の整備
- ・ 地域の自立・活性化の総合的支援
- ・ 地域のまちづくりへの支援
- ・ 街なみ環境の整備
- ・ 都市再生・地域再生に資する市街地再開発事業の推進
- ・ 景観に配慮した道路整備の推進
- ・ 道を舞台にした美しい国土景観の形成
- ・ 道路空間の有効活用等の社会実験の実施
- ・ 河川空間等の活用のための取組
- ・ 個性あるまちづくりの推進
- ・ 無電柱化の推進
- ・ 都市内の水路等の保全・再生

(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発

- ・ 文化財の保存・活用
- ・ ナショナルトラスト運動の推進
- ・ 世界文化遺産の保護

歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発

- ・ 歴史的風土の保存による魅力ある国づくりの推進
- ・ 地域の観光の拠点となる都市公園の整備の推進
- ・ 歴史的・文化的価値を持つ道路の保存・活用

優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発

- ・ 優れた自然の風景地を生かした地域づくりの推進
- ・ 自転車の活用
- ・ 快適な散策ネットワークの整備

良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発

- ・ 良好な景観の形成
- ・ 都市における緑地の保全及び緑化の推進

温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

- ・ 温泉の保護及び適正な利用の確保
- ・ 文化観光の推進
- ・ 高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への支援
- ・ 舞台芸術の総合センターの充実
- ・ 国民の各種文化活動の発表、競演、交流の場の提供
- ・ 和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化
- ・ 産業観光の推進
- ・ 日本映画・映像の振興及び情報発信
- ・ 離島地域、半島地域、豪雪地帯、における観光振興
- ・ 大都市圏における自然環境保全
- ・ 自然環境にやさしく美しいみなどへの変革
- ・ 美しい風景の撮影スポットの近傍の駐車場に関する情報提供
- ・ 観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用
- ・ 水辺における環境学習・自然体験活動の推進
- ・ 海辺の環境教育の推進
- ・ 構造改革特区、地域再生の活用
- ・ 地域の伝統芸能等の活用
- ・ 伝統文化の保存・活用
- ・ みなとに係る施設等の整備の推進
- ・ マリンレジャーを活用した地域観光の振興
- ・ 総合保養地域の整備と既存施設の活用
- ・ 中小企業による地域資源の活用支援

(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備	
国際交通機関の整備	
・国際拠点空港の整備等	・航空保安システムの整備
・旅客ターミナルの整備	・航路の整備
国際交通機関に関連する施設の整備	
・空港・港湾へのアクセス向上	
国内の幹線交通に係る施設の整備	
・空港の整備 ・幹線鉄道の整備 ・高速道路の整備等	
国内の地域交通に係る施設の整備	
・地域公共交通の活性化・再生	・旅客ターミナルの整備
・鉄道等の整備	・地域内の道路の整備等
2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成	
(一) 観光産業の国際競争力の強化	
・地域独自の魅力を生かした旅行商品の創出	
・旅行満足度調査等の実施 ・宿泊産業の国際競争力の強化	
(二) 観光の振興に寄与する人材の育成	
観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実	
・観光関係学会や観光関係高等教育機関の充実	
・インターンシップの活用	
観光事業に従事する者の知識及び能力の向上	
・観光マネジメントの強化	・観光カリスマ塾の開催
・ボランティアガイドの育成	・観光分野における女性の人材育成
地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進	
・学校における地域固有の文化、歴史等に関する教育の充実	
・伝統文化の保存・活用	
3. 国際観光の振興	
(一) 外国人観光旅客の来訪の促進	
我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信	
・我が国の観光魅力の海外発信等	
・国を挙げた日本ブランドの海外発信の促進	
・海外拠点における情報発信の強化	
・地域の魅力の海外発信等	
・大使・総領事公邸等を活用した観光プロモーション等の実施	
・駐日各国大使等による我が国の魅力の発信	
・地域レベルの国際交流・国際協力の推進	
・芸術家・文化人等による文化発信の推進	
・日本文化に関する情報の総合発信	
・日本食・日本食材等の海外への情報発信	
・ポップカルチャーに関する情報の発信	
・和のコンテンツの情報発信及びネットワーク化	
・国際放送による情報発信の強化	
・独立行政法人国際観光振興機構の活動の充実	
国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供	
・旅行費用に関する情報の提供	
・公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進	
・ICカード・乗車船券の導入・共通化支援	
国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進	
・国際会議等の誘致・開催	・国際的な文化フォーラムの開催

外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

- ・ 査証発給手続の迅速化・円滑化
- ・ 観光マネジメントの強化
- ・ ボランティアガイド等の普及・促進
- ・ 航空自由化(アジア・オープンスカイ)による戦略的な国際航空ネットワークの構築
- ・ 羽田空港の更なる国際化、大都市圏国際空港の24時間化
- ・ 農山漁村での外国人が快適に観光できる環境の整備
- ・ 博物館・美術館等における外国人への対応の促進
- ・ 伝統芸能における外国人への対応の促進
- ・ 国立公園等における外国人観光旅行者に向けた情報提供
- ・ ホテル・旅館の整備
- ・ 出入国手続の迅速化・円滑化
- ・ 通訳案内士制度の充実
- ・ 自動車による観光のための環境整備

(二) 国際相互交流の促進

外国政府との協力の推進

- ・ 日中韓三国間の観光交流と協力の強化
- ・ 二国間の観光交流の取組の推進
- ・ 国際機関等への協力を通じた国際観光促進
- ・ 開発途上国等の観光振興に対する協力

我が国と外国との間における地域間の交流の促進

- ・ 日本人の海外旅行の促進
- ・ 姉妹・友好都市提携の活用

青少年による国際交流の促進

- ・ 訪日教育旅行の促進
- ・ ワーキング・ホリデーの活用
- ・ ホームステイの促進
- ・ 海外の青少年との交流促進

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

(一) 観光旅行の容易化及び円滑化

休暇の取得の促進

- ・ 休暇の取得の促進

観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和

- ・ 休暇取得の分散化

観光に係る消費者の利益の擁護

- ・ 旅行業務に関する取引の公正の維持等
- ・ 表示の適正化

観光の意義に対する国民の理解の増進

- ・ 国民全体の理解の増進
- ・ 社会教育の促進に資する資料の作成と活用
- ・ 観光関係の功労者の表彰
- ・ 子供たち向けの教材の普及

(二) 観光旅行者に対する接遇の向上

接遇に関する教育の機会の提供

- ・ ボランティアガイドの育成

旅行に関連する施設の整備

- ・ 観光地における案内表示の整備等情報提供の充実
- ・ ホテル・旅館の整備

我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発

- ・ 産業観光の推進
- ・ 日本映画・映像の振興及び情報発信
- ・ 地域ブランドの振興

(三) 観光旅行者の利便の増進

高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上

- ・ 公共施設等のバリアフリー化
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく観光の促進
- ・ 地域公共交通の活性化・再生
- ・ 道路交通の円滑化
- ・ 公共交通事業者等による情報提供促進措置の促進
- ・ 道路における案内表示の充実
- ・ バスの利便性向上
- ・ 運賃等の割引等

情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供	
・インターネットの活用	・文化遺産オンライン構想の推進
・ICカード・乗車船券の導入・共通化支援	
・駐車場案内システムの整備	
(四) 観光旅行の安全の確保	
国内外の観光地における事故、災害等の発生に関する情報の提供	
・気象、火山、河川情報の提供	・避難体制の確立
・道路の災害情報の提供	・外国人観光旅行者等の災害被害軽減
観光旅行における事故の発生の防止	
・公共交通機関の安全対策の推進	
・道路交通の安全対策の推進	・道路の防災対策
・海上交通の安全対策の推進	・宿泊施設の防火安全対策の推進
・海外における事故・事件への対応と安全対策	
・テロ対策の推進	
(五) 新たな観光旅行の分野の開拓	
ニューツーリズムの創出・流通	
・ニューツーリズム創出・流通の促進	
各ニューツーリズムの推進	
・長期滞在型観光の推進	・ヘルスツーリズムの推進
・エコツーリズムの推進	・その他のニューツーリズムの推進
・グリーン・ツーリズムの推進	・船旅の魅力向上の推進
・文化観光の推進	・都市と農山漁村の共生・対流の推進
・産業観光の推進	
(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全	
観光地における環境の保全	
・エコツーリズムの推進	・循環型社会の形成の推進
・国立・国定公園の保護と利用の推進	
・世界自然遺産地域の適正な保全管理	
・沿岸域の環境改善	・生活排水対策の推進
・観光資源としての河川環境の保全・創出及び活用	
・廃棄物の不法投棄を防ぐ監視体制の強化等	
・低公害バス・トラックの普及促進による観光地の環境の保全	
観光地における良好な景観の保全	
・景観法の活用促進、基本理念の普及啓発	
・観光地における屋外広告物に関する制度の充実	
・歴史・文化・風土を生かしたまちづくり支援	
(七) 観光に関する統計の整備	
・国民の観光に関する統計の整備	・訪日外国人旅行者に関する統計の充実
・TSAの導入	

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化	
国	必要な施策を総合的に策定・実施し、全体的な立場から地方公共団体や民間の取組を支援するトータルコーディネーター役を担うとともに、「日本ブランド」として我が国の魅力を発信して、外国人を我が国に惹きつけることとする。
地方公共団体	自主的かつ主体的に、その地方公共団体の特性を生かした施策を策定・実施し、魅力ある観光地の形成を進める観光協会、NPOなど民間の活動を支援するとともに、これと一体となって観光旅行者を歓迎するまちづくりを推進するほか、その魅力を国内外に発信し、訪日外国人や国民の観光旅行を促進することとする。また、施策の効果的な実施を図るため、全国の又は一部の地方公共団体が共同で実施している広域的な連携協力や地域間の連携協力を引き続き推進することとする。
住民	観光立国に対する理解を深め、「もてなしの心」を持って、国内外から来訪する観光旅行者を迎え、ホスピタリティーあふれる魅力ある観光地の形成に努力することとする。
観光事業者	観光旅行者に地域と一体となった良質なサービスを提供し、人々を観光旅行に誘い、その満足度を高めることとする。また、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、魅力ある観光地の形成に貢献するよう努力することとする。
観光旅行者	訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深めるよう努めることとし、それらを尊重することとする。また、持続的な観光の発展のため、観光資源・観光施設等や観光地の魅力を損ねることなく子々孫々まで永く保つよう努めることとし、いやしくも落書きやゴミの放置をせず、多くの人々が共に観光旅行を楽しめるよう努めることとする。
2. 政府が一体となった施策の推進	
<p>「観光立国関係閣僚会議」や「観光対策関係省庁連絡会議」の場を活用するなど関係省庁や独立行政法人国際観光振興機構等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>また、観光立国推進基本法制定時の国会における決議及び附帯決議と、政府を挙げた行政改革の取組の趣旨を踏まえつつ、観光立国推進施策の推進体制の強化について検討することとする。</p>	
3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し	
<p>この基本計画に基づく目標の達成状況及び施策の推進状況については、毎年度その点検を行う。</p> <p>この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性にしたが、今後5年程度を見通して策定したものであるが、我が国内外の社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。</p> <p>このため、本基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、目標の達成状況、施策の効果に関する評価の結果、観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね3年後を目途に見直しを行うものとする。</p>	
4. 地域単位の計画の策定	
<p>観光立国の実現のためには、我が国国内のそれぞれの地域において、多様な関係者が議論を積み重ね、総合的かつ計画的な取組を進めていくことが重要である。</p> <p>このため、この基本計画を踏まえ、各地域においても観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画を策定することが望まれる。</p> <p>この地域単位の計画については、関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行うものとする。</p>	

平成14年3月、「沖縄振興特別措置法」

【策定趣旨】

沖縄が本土に復帰して30年という歴史的な年にあたる平成14年に、沖縄の新たな発展を図るための沖縄振興特別措置法が制定された。

この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする

【要 旨】

概要
平成14年3月31日に制定された。この法律の下で、今後10年間の沖縄振興の基本となる沖縄振興計画が制定され、これに基づく様々な事業を推進するなど特別の措置が講じられる。
目的
沖縄の特殊事情を踏まえ、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活を実現する。
施策における配慮
沖縄の地理的・自然的特性 産業活動、住民生活の基盤条件の改善 環境の保全、良好な景観 沖縄固有の優れた文化の保存、活用 豊かな生活環境の創造

平成14年7月、「沖縄振興計画」

【策定趣旨】

この計画は、沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画であって、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって、国、沖縄県、市町村等については、その施策の基本となるものであり、県民をはじめ企業等の民間部門については、その自発的活動の指針となるものである。また、財政投融資などによる民間部門の誘導助成は、この計画に沿って行われるものである。

なお、計画期間中の経済社会情勢の変化や計画の進捗状況、政策の効果等を踏まえ、適切なフォローアップの実施に努めることとする。

【要 旨】

目的・概要
この計画においては、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現することを目標とする。
計画期間
平成14年度～平成23年度の10ヵ年
基本的課題
自立を促進する産業の振興 国際的な交流拠点形成に向けた人、物、情報等の結節機能の育成 自然と共生する社会の構築、保健医療福祉の充実 21世紀を担う幅広い分野における人材の育成 時代の要請に応じた効率的、効果的な社会資本の整備 県土の均衡ある発展 米軍施設、区域の整理・縮小と駐留軍用地跡地の有効活用、戦後処理問題の解決に向けた取り組み
基本姿勢
(1) 参画と責任 沖縄の振興に向けて、参画と責任を基調に、国、県、市町村及び民間部門の役割分担を明確にしたうえで、一体となって取り組んでいく必要がある。
(2) 選択と集中 これからの沖縄振興は、中長期的視野に立った施策、事業の選択と資源の集中によって効果を発揮し得るものである。
(3) 連携と交流 広域的なネットワーク化が求められている時代において、沖縄の優位性をさらに高めるため、県内外、産業間、産学官、地域間等、様々な分野において多様な連携と交流を重層的に進める。
基本方針
(1) 民間主導の自立型経済の構築 (2) アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成 (3) 世界的水準の知的クラスターの形成 - 大学院大学を中心として - (4) 安らぎと潤いのある生活空間の創造と健康福祉社会の形成 (5) 持続的発展のための人づくりと基盤づくり (6) 県土の均衡ある発展と基地問題への対応
県土利用の基本方向
県土の適正な利用、海洋の保全・利用、駐留軍用地跡地の有効活用について、それぞれの方向性を示した。

振興施策の展開	
1	自立型経済の構築に向けた産業の振興
(1)	質の高い観光・リゾート地の形成
ア	国際的海洋性リゾート地の形成
イ	国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進
ウ	コンベンション・アイランドの形成
エ	国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化
オ	産業間の連携の強化
2	雇用の安定と職業能力の開発
3	科学技術の振興と国際交流・協力の推進
4	環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
5	健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
6	多様な人材の育成と文化の振興
7	持続的発展を支える基盤づくり
8	離島・過疎地域の活性化による地域づくり
9	駐留軍用地跡地の利用の促進
圏域別振興策	
南部圏域	
【現状と課題】	
<p>本地域は、那覇市とその周辺市町村の一部を含めた都市地域、都市近郊地域、農村地域、さらに那覇を中心として結ばれる慶良間諸島、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島からなり、多様な地域性を有している。</p> <p>本土復帰後、沖縄自動車道をはじめとした広域道路、沖縄都市モノレール等交通基盤の整備が進展しているほか、那覇新都心地区の開発事業や各市町村の市街地等の整備により都市機能の整備が進められてきた。</p> <p>今後は、国際ハブ機能の形成を目指す那覇空港の整備、ハブ機能を有する国際流通港湾化に向けた那覇港の整備、及びこれらへのアクセス道路の整備を推進し、情報通信基盤の整備等を促進するとともに、戦後の無秩序な市街地の形成により過密化が進んだ既成市街地の整備を推進し、人口の集中から生じる交通混雑や環境問題等さまざまな都市問題に対処する必要がある。</p> <p>農村及び離島地域においては、都市地域との交流、連携を促進し、都市機能の享受を可能にするとともに、豊かな自然を生かした快適な居住環境を整備し、地域特性を生かした活力ある地域づくりを推進する。</p>	
【振興の基本方向】	
<p>那覇市を中心とする都市地域においては、都市の利便性とアメニティに満ちたゆとりある生活空間を併せて享受できるように都市機能の再編・再整備を推進する。</p> <p>浦添市から那覇市に至る西海岸においては、空港、港湾等の整備により国際物流拠点の形成を図るとともに、その後背地と一体となった都市の整備を進める。</p> <p>特に、那覇港湾施設の移設が予定される浦添市については、港湾の展開整備と一体となった地域の振興を図る。</p> <p>豊見城市から糸満市にかけては、臨空港型産業や製造業、情報通信関連産業等の誘致・集積を図るとともに、園芸農作物の拠点産地の形成や水産業の振興を図る。</p> <p>与那原町から知念半島に至る東海岸地域においては、農林水産業の振興を図るとともに、健康・保養や歴史散策等を中心とした観光を推進する。</p> <p>南風原町、東風平町、大里村、具志頭村のような都市近郊地域においては、都市近郊型農業等を振興するとともに、良好な住宅市街地の形成に向けた整備を進める。</p> <p>離島地域においては、健康・保養や歴史・文化等をテーマとした体験・滞在型観光を推進するとともに、農林水産業の拠点産地化を促進する。</p>	

産業の振興

観光・リゾート産業の振興

西海岸地域においては、空港、港湾等の施設と連携したショッピング施設や海洋レクリエーション施設等を整備し、コースタルリゾートの形成を図る。

東海岸地域においては、海洋レジャー施設等の整備による海洋性レクリエーション基地の形成を図る。また、健康食品等地域特産品の開発を促進するとともに、健康・保養をテーマとした観光振興を図る。

国営沖縄記念公園首里城地区及び県営首里城公園の整備充実を図るとともに、識名園、玉陵等の琉球王国のグスク関連遺産群とその周辺地域の整備を促進する。

また、園比屋武御嶽を起点として玉城グスクに至る「東御廻い」の史跡や景勝地を經由する沖縄のみち自転車道を整備し、歴史的遺産群を結ぶ観光ルートの整備を促進するなど、琉球歴史回廊の形成を図る。

さらに、沖縄戦跡国定公園を中心とした平和学習拠点の形成を図る。

ラムサール条約に登録された漫湖については、都市における環境教育や自然観察の拠点地域としてその整備を図る。

離島地域においては、豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光を促進するため、宿泊施設やレクリエーション施設の整備など受入体制の強化を促進するとともに、多様化する観光ニーズに対応する各種イベント、観光プログラム等の開発により観光の通年化、長期化を図る。

2) 県の観光に関する調査関連の整理

県では、10年後の1000万人の観光客を誘致するという高い目標をかかげ、「平成19年度ビジットおきなわ計画」を策定している。

県の観光への取り組みは、県内の各市町村への取り組みと役割分担のもと初めて実現するものであり、そのため、県の目指す方向性と現状の課題点を踏まえ、本調査に活かすものとする。

平成14年5月、「沖縄県観光振興基本計画」

【策定趣旨】

この計画は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画及びそのアクションプランとしての沖縄県観光振興計画と連動し、本県観光・リゾート産業の振興に向けた課題、基本方向、施策の展開を明らかにするものである。

【要 旨】

計画の基本的考え方	
計画の性格	この計画は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画及びそのアクションプランとしての沖縄県観光振興計画と連動し、本県観光・リゾート産業の振興に向けた課題、基本方向、施策の展開を明らかにするものである。
計画の目標	この計画では、本県の優れた地域特性を最大限に活かし、国際的な海洋性リゾート地の形成や健康保養、体験・滞在型観光、コンベンション等の多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地を形成することを目標とする。
計画の期間	この計画の期間は、長期的展望に立ちつつ、平成14年度から平成23年度までの10か年とする。
目標フレーム	
(1) 入域観光客数	平成23年における本県への入域観光客数の目標値は、実数で650万人、延べ人日ベースは概ね2,717万人日(650万人×平均滞在日数4.18日)とする。
(2) 観光客一人当たり県内消費額	平成23年における観光客一人当たり県内消費額の目標は109,000円とする。 これにより観光収入(観光客の県内総消費額)は7,085億円(名目)を見込む。
計画の基本方向	
1 基本姿勢	
(1) 自立化に向けた地域主体の観光振興	
(2) 豊かな資源との共存、新たな資源の発見と活用	
2 基本方向	
(1) 多様なニーズに対応した質の高い滞在型観光・リゾートづくり	
(2) 人、環境に優しいホスピタリティあふれる受入体制づくり	
(3) 国際的に通用する美しく快適な観光・リゾートづくり	
(4) アジア・太平洋地域を中心とした国際観光の振興、コンベンションの推進	
(5) 地域経済活性化の牽引力となる観光・リゾート産業の育成	

施策の展開	
1 発展を遂げてきた沖縄観光のさらなる充実、強化	
(1) 宿泊収容力の拡充と宿泊施設の多様化	ア 宿泊収容力の拡充 イ 旅行形態の変化に対応した宿泊施設の整備
(2) 観光行動の多様化に対応した交通体系の整備、充実	ア 国内外の航空路線の拡充と航空運賃の低減及び施設整備 イ 国内外と結ぶクルーズの寄港・就航の促進 ウ 県内移動手段の充実とサービスの向上 エ 快適で楽しい移動空間の整備
(3) 観光資源・施設等の魅力の充実、強化	ア 既存の観光資源・施設の魅力の向上 イ 観光ルートの充実 ウ ITを活用した観光情報提供機能の充実、強化 エ 貴重な生物資源の保全と育成 オ 海洋資源の活用とその利用にあたってのルールづくりと安全対策 カ 観光・リゾート地における防犯等の安全対策 キ 衛生管理体制の強化と危険生物による被害防止対策
(4) 美しい観光・リゾート景観の再生・創出	ア 海岸景観の再生・整備 イ 観光・リゾート地の景観形成・保全
(5) 観光・リゾート産業に対する理解と意識の向上	ア 観光・リゾート産業の重要性 イ 県民ホスピタリティの向上
2 新たな沖縄観光の魅力づくり	
(1) コンベンションの推進	ア コンベンション施設等の拡充 イ コンベンション受入体制の充実 ウ コンベンション誘致の拡充 エ スポーツコンベンションの推進
(2) 体験・滞在型観光の推進	ア エコツーリズム等の推進 イ 健康・保養型観光の推進 ウ 琉球歴史観光ルートの開発整備
(3) リゾート滞在の推進	ア リゾートタウン整備の推進 イ リゾートオフィスの推進 ウ 高齢化社会に対応した長期滞在リゾートの整備 エ 滞在需要開拓に向けた取り組み
(4) 国際観光の推進	ア 海外宣伝誘致活動の強化 イ 受入体制の充実 ウ 海外との交通アクセスの充実
(5) 多様なエンターテインメントづくりの推進	
(6) 戦略的な誘致活動の強化	ア プロモーション戦略の構築 イ 効果的な誘客プロモーションの展開 ウ ITを活用した観光情報発信機能の強化 エ マーケティング調査と観光統計の整備

<p>3 リーディング産業としての成長</p>
<p>(1) 総合産業としての体制づくり</p>
<p>ア 観光・リゾート関連企業の育成・支援 イ 関連産業との連携強化</p>
<p>(2) 域内経済効果の向上</p>
<p>ア 地場製品の開発・活用の促進 イ 地域を主体とした活動プログラムの開発及びサービスの提供 ウ 域内経済効果向上のためのソフト戦略</p>
<p>(3) 観光・リゾート産業における人材育成</p>
<p>ア 教育プログラムの充実 イ 人材の教育体制の整備</p>
<p>圏域別の基本方向</p>
<p>南部圏</p>
<p>(地域特性)</p> <p>知念から糸満に至る南部海岸地域は、美しい海岸景観に恵まれており、その一部は沖縄戦跡国定公園に指定されている。地域内は平和祈念公園や御獄等の歴史文化遺跡、サボテン公園、玉泉洞、スポーツ・レクリエーション施設等多様な観光・リゾート関連施設が分布しており、代表的な周遊型観光地となっている。玉泉洞一帯が「前川地域」観光振興地域であるほか、知念村の人工ビーチや与那原町、豊見城村の埋立地の一部は、観光・リゾートへの活用が計画されている。また、浦添市には、現在「国立劇場おきなわ」が整備中である。</p> <p>周辺には慶良間諸島をはじめ、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島等特徴ある島々が存在する。慶良間海岸は沖縄海岸国定公園に指定されており、変化に富んだ海岸景観や島々の織りなす美しい景観を有する。久米島は県立自然公園にも指定され、本県を代表する海浜リゾートとしてその歴史は長く、宿泊滞在施設の集積と景観的にも優れたビーチ資源を有する。その他の離島も自然豊かであり、各々が特徴的な島嶼景観を有する。</p>
<p>(地域の基本方向)</p> <p>南部圏は、地域が持つ特性を活かした「健康、長寿や歴史文化を活用した観光体験と農林水産業の拠点」をテーマに、従来の周遊観光拠点だけでなく体験・滞在型交流拠点をめざす。</p> <p>南部圏においては、健康、長寿をテーマにした体験・滞在型観光拠点の形成を図り、日帰り型利用から宿泊滞在型利用への拡大を目指すとともに、農林水産業の生産拠点として観光・リゾートとの連携を促進する。</p> <p>また、地域が持つ歴史文化遺跡を活用し、グスク群を結ぶ琉球歴史観光ルートの開発整備をすすめるとともに、平和祈念公園、平和の礎を中心とした歴史体験平和学習の拠点形成を図る。</p> <p>さらに、那覇都市圏を含めた糸満市から浦添市までの一帯については、空港、港湾等の施設と連携したショッピング施設や海洋レクリエーション施設等の整備を促進し、エンターテインメント性の高いコースタル・リゾートの形成を図る。</p> <p>周辺離島においては、ダイビング等のマリンスポーツの一層の活性化を図るとともに、海岸景観等の豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の体験・滞在型観光に取り組み、受入体制、受入プログラムの整備を進める。さらに、観光客のニーズに応じた離島間の周遊観光の利便性の向上に努める。</p>

平成17年3月、「第二次沖縄県観光振興計画（H17～19年度）」

【策定趣旨】

平成14年に策定した沖縄県観光振興計画から3年が経過し、様々な社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、沖縄振興計画に基づき「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾートの形成」の実現に向けた観光振興策の基本方針及び具体的施策を定め、「観光立国」に向けた取り組みを強化している国や特色ある地域づくりや観光誘客を進める市町村、関係団体、観光業界等との連携により緒施策を戦略的かつ重点的に推進するための計画となる。

【要 旨】

計画の基本的考え方	
計画の性格	
この計画は、沖縄振興特別措置法第6条に基づく観光の振興に関する計画で、沖縄振興における観光・リゾート振興施策の短期的な実施計画である。	
計画の目標	
この計画は、沖縄振興計画において実現を目指す、「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向け、受け入れ体制の強化、観光資源の魅力向上、沖縄観光の新たな魅力づくり、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業としての基盤づくりを目標とする。また、フォローアップを見据えた各施策の基本的な指標の設定。	
計画の期間	
この計画は、平成17年度から平成19年度までの3か年とする。	
観光振興の基本方向	
前段の現状と課題を踏まえ、かつ計画目標の実現のために、観光地としての魅力向上のための取組、アクセス強化、多様なニーズに対応できる旅行商品メニュー開発、コンベンション体制強化等の基本的な方向性を示す。	
1. 国際的海洋リゾート地の形成	
(1) 観光地の魅力の増進	(3) 公共施設の整備
(2) 観光客の移動円滑化	(4) 自然観光資源の保全・活用
2. 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進	
(1) 健康保養型観光の推進	(4) 文化交流観光の推進
(2) エコツーリズムの推進	(5) 体験滞在・交流の推進
(3) グリーンツーリズム等の推進	
3. コンベンションアイランドの形成	
(1) コンベンションの誘致等	
(2) コンベンション機能及び受入体制の充実	
4. 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化	
(1) 観光客の受入体制の確保	(3) 利用者利便の増進
(2) 沖縄の宣伝と観光客の来訪促進	
5. 産業間の連携の強化	
(1) 沖縄土産品の魅力向上	
(2) 県産食材の安全供給体制の強化	
(3) 観光関連サービス業の育成と連携の強化	

沖縄観光施策の展開

1. 国際的海洋性リゾート地の形成

指標	単位	平成13年 (基準)	平成15年 (実績)	平成19年 (6年後)	平成23年 (10年後)
入域観光客数 (内外国人)	万人	443 (20)	508 (10)	580 (25)	650 (60)
平均滞在日数	日	3.66	3.93	4.10	4.18
宿泊施設客室数 (収容人員)(10/1現在)	室 (人)	23,781 (60,078)	27,533 (69,344)	31,200 (81,100)	33,500 (87,100)

2. 国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

指標	単位	平成13年 (基準)	平成15年 (実績)	平成19年 (6年後)	平成23年 (10年後)
観光客一人当たり 県内消費額	千円	85	74	80	109
観光収入(名目値)	億円	3,782	3,754	4,800	7,085

3. コンベンションアイランドの形成

指標	単位	平成13年 (基準)	平成15年 (実績)	平成19年 (6年後)	平成23年 (10年後)
コンベンション開催件数 (内国際会議等)	件/年度	587 (32)	687 (23)	730 (45)	750 (50)
コンベンション県外・海外 参加者数(内国際会議等)	人	48,721 (9,313)	71,015 (8,014)	63,000 (11,000)	70,000 (20,000)
スポーツキャンプ・合宿数 (参加者数)	件/年度 (人)	196 (6,820)	162 (5,377)	220 (7,300)	240 (8,000)

4. 国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

指標	単位	平成13年 (基準)	平成15年 (実績)	平成19年 (6年後)	平成23年 (10年後)
観光情報アクセス件数 (OCVB真南風プラス)	万件/月	3.0	14.9	18.0	24.0
クルーズ船の寄港回数 (内定期船)	回	85 (63)	72 (47)	90 (75)	200 (160)
リゾートウェディング実施組 数	組	-	2,500	7,500	10,000

5. 産業間の連携の強化

指標	単位	平成13年 (基準)	平成15年 (実績)	平成19年 (6年後)	平成23年 (10年後)
観光客一人当たり 県内消費額	千円	85	74	80	109
観光収入(名目値)	億円	3,782	3,754	4,800	7,085

観光振興地域

前川地区

当該地域は、鍾乳洞の開発整備拡充と合わせて、熱帯果樹園、観葉植物園、ショッピングモール、琉球ガラス工房、陶器工房、工芸村、黒糖工場、ハブ公園等、各施設の強化拡充を図っている。

今後、南部戦跡と一体となった沖縄の歴史・文化を感じることが出来る観光拠点として整備していく。

平成19年2月、「ビジットおきなわ計画」

【策定趣旨】

この計画は、10年後の観光客を年間1千万人の誘致を目指し、現行の沖縄県観光振興基本計画や沖縄県観光振興計画のもとで、年間の具体的な誘客行動計画として位置づけられる。

【要 旨】

平成19年度誘客の重点項目	
1. シニアマーケットの拡大	少子高齢社会及び団塊世代の大量退職時期を迎え、シニア層のマーケット拡大が今後見込まれる。
2. 外国人観光客の誘客促進	外国人観光客は全体の1.6%と依然低い状況である。外国人観光客の誘致は、国際的な観光リゾート地として、将来に向けて安定的に成長するために不可欠である。
3. コンベンションの誘致促進	亜熱帯海洋性リゾート、温暖な気候という沖縄の特性や優位性を十分に活かし、国際会議、企業インセンティブツアー及びスポーツキャンプの誘致をさらに進めていく。
4. リゾートウエディングの推進	リゾートウエディングは、近年顕著な伸びを示しており、さらに発展する可能性を内在している。
平成19年度の目標	
入行域観光客数	590万人(対前年比4.6%増)
うち外人観光客数	15万人(対前年比62.1%増)
観光収入	4,484億円(対前年比8.7%増)
主要施策の展開	
1. シニアマーケットの拡大	民間等によるシニア向け観光商品開発の支援、宣伝活動の効果的連携の下、官民一体となったシニア向けの誘客活動み取り組む。 シニアに特化した宣伝ツールの作成及びそれらを活用した県外イベントの参加など、シニア向け情報発信の強化を図る。 NPOとの協働により、バリアフリーツアーセンターを創設し、ツアー情報の提供、車椅子、水陸両用車椅子の貸し出し、観光事業者のサービス人材育成セミナー、施設整備へのアドバイス等を行う。
2. 外国人観光客の誘客促進	航空路線の拡充に向けた航空会社、政府関係機関への働きかけや、チャーター便の誘致促進に取り組む。 スタークルーズ社、コスタクルーズ社等アジアに拠点を持つクルーズ会社への誘致要請活動を行う。 メディアを活用した広報宣伝や国際旅行博覧会への出展を行う。 航空会社・現地旅行社と県内事業者とのマッチングによる旅行商品の造成支援により、魅力ある商品づくりを進める。 モデルルートを設定し、観光施設や交通機関、飲食店、土産物店など、関連事業者に対して多言語での施設内表示、接客サービスへの取り組みを支援する。

3. コンベンションの誘致促進	
<p>国際会議や企業インセンティブツアーの誘致を促進するため、キーパーソンの招聘や関連情報の発信の取り組む。</p> <p>スポーツキャンプの誘致を促進する。スタジアム整備等の状況などを踏まえ、プロ野球やJリーグの公式戦誘致に向け、球団やリーグへの働きかけを行う。</p> <p>空手発祥の地として、世界規模の空手大会等の誘致に取り組む。</p>	
4. リゾートウエディングの推進	
<p>関連業界との連携のもと、展示会への出展や商談会の開催を促進する。</p> <p>リゾートウエディングに関するフォーラム等を開催する。</p> <p>パンフレット、DVD及びホームページ等による情報発信を行う。</p>	
5. 幅広いマーケットへの取り組み	
<p>修学旅行の誘致 少子高齢化の進展や海外訪問等の働きに対応しながら、中学校の修学旅行など有望なマーケット開拓を目標に、各地での説明会開催や各種ツールを活用した誘客活動の強化と併せて、修学旅行訪問先として魅力を高めるための受入体験整備に努める。</p> <p>エコツーリズムの推進 沖縄の自然環境・歴史文化等を対象として実施されるエコツーリズムを、観光客の満足度が高まるような、より質の高い観光メニューとするため、関係事業者の質の向上、ツアープログラムの拡充に取り組む。</p> <p>観光人材の育成 資質向上を図る各種研修事業や観光タクシーの資格認定制度など、幅広く観光人材の育成に関する事業を展開する「観光人材育成センター」の活動を支援するとともに、地域限定通訳案内士試験の実施や核関係機関等との連携強化など、県内観光人材の育成に努める。</p> <p>フィルムオフィス機能の充実 映画やテレビなどのロケ撮影の誘致・支援のため、「沖縄フィルムオフィス」の活動を支援し、市町村等との連携を強化するなど、県内のフィルムオフィス機能を拡充していく。</p> <p>観光まちづくりの推進 多くの観光客を受け入れるため、県の各部局・市町村・圏域・民間団体等との広域な連携の下に、沖縄観光まちづくり指針を策定することにより、自然環境の保全に配慮した魅力ある観光地づくりに向けた各地域の取り組みを支援する。</p>	
主な観光関連予算(案)	
1. 戦略特化型観光客誘致重点事業 76,739(千円)	
(1) リゾートウエディング誘致強化事業	(4) 外客来訪促進プロデュース事業
(2) シニア層誘客活動強化事業	(5) 国別テーマ特化型観光客誘致事業
(3) クルーズ船誘致促進事業	(6) 企業インセンティブツアー・ミーティング誘致強化事業
2. 観光誘致対策事業費 205,057(千円)	
(1) 誘客プロモーション対策事業	(2) イベント補助金
3. 観光まちづくり支援事業 9,277(千円)	
(1) 県の各部局・市町村・圏域・民間団体等との広域な連携の下に、沖縄観光まちづくり指針を策定する。	
(2) バリアフリーツアーセンターの立ち上げを支援する。	
4. 地域限定通訳案内士試験実施事業 2,480(千円)	
新たに創設された地域限定通訳案内士試験を実施し、外国人観光客に対する通訳案内、受入体制強化に向けた人材を育成する。	
新たな誘客戦略の構築に向けて	
航空会社、クルーズ船社、旅行会社、宿泊施設、観光施設、土産品店など幅広い観光関連業界と関係団体、各行政機関との連携体制を構築し、観光マーケットの開拓・拡大に向け、新たな誘客戦略の展開を図る。	

観光振興地域指定

制度概要	
<p>沖縄振興開発特別措置法の改正により、平成10年4月に創設された制度 指定のなされた地域内で観光関連施設を新・増設した事業者に対して優遇措置が講じられる。</p>	
指定される地域	
<p>観光の振興を図るため、観光関連施設の整備を特に推進することが必要とされる下記政令要件を満たしている地域を指定する。</p> <p>また、同制度は、平成14年4月1日に施行された沖縄振興特別措置法に継承されており、同法での地域指定は、観光振興計画の中に盛り込み、主務大臣(内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、環境大臣)の同意を受けることとなっている。</p> <p>現在、18地域が指定されている。</p>	
【政令要件】	
<ul style="list-style-type: none"> ・優れた自然の風景地、文化財等の観光資源を有する地域であること ・自然的社会的条件からみて一体として観光関連施設の整備を図ることが相当と認められる地域であること ・観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること ・観光関連施設の整備が確実と見込まれる地域であること 	
【観光関連施設とは】	
<p>スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設</p>	
< 優遇措置 >	
(1) 税制等の優遇措置(対象:特定民間観光関連施設)	
[1] 課税の特例(法人税の投資税額控除)	機械・装置15%、建物・附属設備・構築物8%、繰越4年
[2] 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置	事業税(5年間)、不動産取得税、固定資産税(5年間)
[3] 特別土地保有税の非課税(地方税法)	
[4] 事業所税の非課税等(地方税法)	
【特定民間観光関連施設とは】	
<p>スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設</p>	
【販売施設の要件】	
<ul style="list-style-type: none"> ・小売施設、飲食施設及び附帯施設により構成 	
附帯施設:	
<p>スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光に関する情報を提供する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の事業者が小売施設及び飲食施設を設置 ・小売施設及び飲食施設の面積が概ね3,000㎡以上 ・附帯施設の面積が小売施設及び飲食施設の概ね4分の1以上 	
(2) その他	
[1] 資金の確保等(沖縄振興開発金融公庫の融資制度(沖縄観光・国際交流拠点整備資金))	
[2] 公共施設の整備	
【南城市に関わる観光振興地域】	
<p>前川地域 玉城村字前川 指定日:平成17年3月16日</p>	
観光振興地域整備の基本計画	
<p>当該地域は鍾乳洞の開発整備拡充と合わせて、熱帯果樹園、観葉植物園、ショッピングモール、琉球ガラス工房、陶器工房、工芸村、黒糖工場、ハブ公園等、各施設の強化拡充を図っている。</p> <p>今後、南部戦跡と一体となった、沖縄の歴史・文化を感じることができる観光拠点として整備していく。</p>	

3) 観光関連事業に利用可能な国庫補助等まとめ

国・県の関連施策を踏まえ、観光ルネサンス事業に代表される観光関連の補助金やまちづくり交付金といった観光産業にも利用可能な補助金等についてまとめる。

【利用可能補助事業一覧】

番号	事業名	省庁名	事業主体	事業概要	支援内容
1	観光ルネサンス事業	国土交通省	国際競争力のある観光地づくりのため、地域の官民が一体となって行う取組みを総合的に支援		
	観光地づくり実践プラン		自治体、観光団体等が加わった協議会組織	観光ルネサンス補助事業のための計画づくりの側面を有し、観光ルネサンス事業検討会の推薦を受けた地域から、国土交通大臣が事業実施地域を選定。事業主体が作成するアクションプログラム(概ね5ヵ年)により事業推進 ・毎年度フォローアップ調査を実施	・地域観光振興計画の策定に関する支援。 ・NPO等が実施するモデル事業に対する支援等。 ・事業実施機期間：平成17年度～
	観光ルネサンス補助制度		地域観光振興計画に沿って観光地の活性化に取り組む民間の組織で市町村が認定したもの(ATA)	観光ルネサンス検討委員会の推薦を受けて国土交通省で補助採択された事業。 ・インターネットによる多言語情報発信や地域ブランド商品の開発、人材育成等のソフト事業の実施に要する費用 ・歴史的建造物(古民家、酒造等)の買収・改修や観光交流センターの整備等の実施に要する費用等	・補助率等：補助対象経費の40%を上限(補助機関原則2ヵ年)、税制優遇措置による支援 ・事業規模：単年度事業費が概ね2500万円以上 ・事業実施期間：平成17年度～
2	地域観光マーケティング事業	国土交通省	市町村	地方運輸局(沖縄総合事務局運輸部)が事務局となり「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置。 ・一定の基準を満たす地域を選定し、商品化・流通促進に向けて集中的なコンサルティングを行う観光まちづくりコンサルティング事業を実施	・マーケティングに対するアドバイス ・旅行商品化モデル検討 ・事業実施期間：平成18年度～
3	まちめぐりナビプロジェクト	国土交通省	地方公共団体または国の行政機関が設置する関係者からなる協議会	実施主体が基本方針等を検討の上、当該方針に従って事業を実施。 ・携帯電話等を利用した歩行者の移動支援 ・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築 ・観光活性化標識ガイドラインを踏まえた情報提供の充実等	・補助率等：事業費、上限1000万円(19年度) ・事業実施期間：平成18年度～
4	まちづくり交付金	国土交通省	市町村	国土交通大臣に「都市再生整備計画書」を提出し事業を実施。 ・概ね3～5年で計画 ・まちづくりの目的、目標の実現状況を定量化する指標を設定。 ・基幹事業(従来の補助メニュー)と提案事業(ソフト事業などを含む市町村の提案に基づく事業)を組み合わせて計画 ・交付期間終了時に事後評価を実施	・補助率等：概ね4割 ・事業実施期間：平成16年度～
5	景観形成総合支援事業	国土交通省	市町村、景観整備機構等市町村以外の民間団体、個人	国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域や景観重要建造物又は景観重要樹木の存する地域で実施。 ・対象事業は景観形成・活用事業計画の作成の他に、必須事業と選択事業を組み合わせる事業を実施	・補助率等：市町村に対する直接補助の場合は事業費の1/3以内、市町村以外の間接補助の場合は事業費の1/3以内かつ市町村の補助に要する経費の1/2以内 ・事業実施期間：平成19年度～
6	街なみ環境整備事業	国土交通省	地方公共団体	地方公共団体が、街づくり協定を結んだ住民と協力し、統一感のある街なみの形成や地区施設の整備等を行う場合に補助。 ・地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成 ・街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備 ・地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成	・補助率等：左記事業概要の上から1/2(間接補助)、1/2(直接補助)、1/3(間接補助) ・事業実施期間：平成5年度～
7	簡易パーキングを活用した「道の駅」事業	国土交通省	地方自治体、道路管理者、公益法人等	「道の駅」として国土交通省に登録することにより、休憩施設、情報提供施設、地域振興施設の一体的な整備を支援	・補助等：国交省(まちづくり交付金等)、農林水産省(各種補助事業)、道路開発資金による融資制度、特定交通安全施設整備事業(道路管理者) ・事業実施期間：平成5年度～
8	ウォーキング・トレイル事業	国土交通省	地方自治体	地方自治体の関連部局、地域住民、ウォーキング関係者等の協働によるネットワーク計画、施設計画に基づき、道路事業について助成措置を講じる。	・補助率等：地方道路改修事業、街路事業、交通安全施設等整備事業などで実施。補助率1/2他 ・事業実施期間：平成8年度～
9	日本風景観道(シーニック・バイウェイ・ジャパン)	国土交通省	国、地方公共団体、地域住民、NPO、道路管理者等	地方ブロックごとに協議会を設置し、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした質の高い風景の形成に向けた計画を策定の上、日本風景街道に登録し活動の支援を行う。	・施設整備や情報発信、専門家などの人的支援、財政的な支援等 ・事業実施期間：平成19年度～
10	景観形成事業推進費	国土交通省	国、地方公共団体	以下の項目に該当する事業を対象。 ・景観法に基づき策定された景観計画に定められた事業 ・景観計画に定められた景観計画区域又は景観地区、都市計画法に基づく都市計画により定められた風致地区、その他の法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域又は区域において行われる良好な景観形成に係る事業	・補助率等：地方負担割合は各事業で定められた率 ・事業実施期間：平成16年度～

番号	事業名	省庁名	事業主体	事業概要	支援内容
11	みなと観光交流促進プロジェクト	国土交通省	国土交通省	国が策定した「みなと観光交流促進ガイドライン」に基づき、港湾管理者、市町村、企業、NPO等地域の関係者による「みなと観光交流促進協議会」を設立し、みなとを核とした観光振興を進める上での行動計画となる「みなと観光交流促進計画」を策定し、これを実行。	・アドバイザーの派遣、ノウハウの提供 ・協議会における行動計画策定の検討 ・社会実験の実施等 ・事業実施期間：平成16年度～
12	みなと振興交付金	国土交通省	港湾所在市町村	港湾所在市町村が作成する「みなと振興計画」に基づき実施される事業の費用に充当するための交付金。 ・従前の港湾施設に加え、地域の提案による交流施設等の施設整備やソフト事業を一定の範囲内で実施	・補助率等：定額(交付限度額により算出) ・事業実施期間：平成19年度～
13	広域・総合観光集客サービス支援事業	経済産業省	連携事業を行う連携体(企業、個人、大学、研究機関、NPO法人、組合等により形成されるコンソーシアム)の代表者	特色ある地域の産業や工場、商店街、異業種等の幅広い事業者の連携など、観光・集客サービス分野において個別の事業者では対応が困難な立ち上がり期における共通基盤づくりを支援(交付先事業者は公募により選定)。 ・広域的かつ総合的な体験交流プログラムの企画開発 ・商品化経費 ・体験交流プログラム実施のための初期経費 ・人材育成のための経費 ・情報提供のための経費	・補助率等：補助対象経費の1/2以内(最長3年) ・事業実施期間：平成19年度～
14	サービス産業創出支援事業(観光・集客サービス)	経済産業省	複数の事業主体が連携・協働するコンソーシアム(法人格を有する民間企業、NPOなどを代表、市町村、観光関係団体参加)	高い潜在的ニーズが展望されているが、実際には十分な市場の創出につながっていない戦略的な産業分野において、地域や事業者間での先導的な取組みを支援。 ・コンソーシアム基盤整備事業 ・コンソーシアム機能強化事業 ・事業化基本計画策定事業	・補助率等：コンソーシアム基盤整備事業(1億円～2億円程度)、コンソーシアム機能強化事業(3,000万円程度)、事業化基本計画策定事業(500万円程度) ・事業実施期間：平成16年度～
15	小規模事業者新事業全国展開支援事業	経済産業省(中小企業庁)	商工会・商会等	地域の小規模事業者が各地の商工会議所や商工会等と協力・連携して実施する、地域資源を活用した新たな特産品開発や観光開発、販路開拓などの全国展開プロジェクトを総合的に支援。 ・特産品の開発・販路開拓 ・観光資源開発 ・特産品の全国展開等	補助率等：1件あたり900万円～300万円(定額補助) ・事業実施期間：平成18年度～
16	中小企業地域資源活用プログラム	経済産業省(中小企業庁)	経済産業省	中小企業地域資源活用促進法に基づき、国が基本構想を認定(現在県において策定作業中)し、当該基本構想に基づき事業者等が作成する事業計画を総合的に支援。 ・試作品開発、展示会出席等 ・施設整備、生産・販売等	・補助金等、融資等、税制等による支援 ・事業実施期間：平成19年度～
17	JAPANブランド育成支援事業	経済産業省(中小企業庁)	商工会・商会等	地域の伝統的な技術や素材などの資源を活かした製品等の価値・魅力を高め、「日本」を表現しつつ世界に通用する「JAPANブランド」を実現していくとする取組みを総合的に支援。 ・戦略策定支援 ・ブランド確立支援	・補助率等：戦略策定支援(1件あたり500万円程度 定額補助)、 ブランド確立支援(1件あたり3,000万円程度2/3補助：上限額2,000万円) ・事業実施期間：平成16年度～
18	地域再生マネージャー事業	財務省((財)地域総合整備財団)	市町村	平成19年度から、観光振興に係る事業は対象外。	
19	地域資源活用促進事業	総務省	地方公共団体	地方公共団体が産業・経済上の特性及び地域文化財、歴史的遺産等の地域資源を活用し、主体的かつ総合的に取り組む事業について地域活性化事業債が活用できる。 ・地方指定、国指定、国登録有形文化財の買い上げ、修復・復元、周辺の整備等	・起債充当率：概ね75%(後年度交付税措置：30%) ・事業実施期間：平成14年度～
20	全国都市再生モデル調査	内閣府内閣官房	地方公共団体(原則として市町村)、まちづくり活動に係るNPO法人その他の団体(関係地方公共団体の推薦を受けた提案)	都市再生本部事務局において、全国から応募のあった都市再生活動提案について、先導性や関連施策との状況等を踏まえ、総体として優れた提案を相当数選定し支援。 ・選定された案件に係るモデル調査は、提案テーマに応じて決められた各関係省庁と契約手続きを行い、事業を執行。	・補助率等：予算の範囲内で適正に配分(1件当たり数百万円を下らない額を見込む) ・事業実施期間：平成15年度～
21	沖縄体験滞在型交流促進事業	内閣府	市町村	沖縄の特性を活かした滞在型・参加型観光を促進し、地域の活性化を図るために実施する事業。 ・体験滞在プログラムの作成やインストラクターの研修等のソフト事業 ・体験滞在プログラムの実施に必要な施設の整備 ・地域外の住民と地域住民が一体となって実施する島の自然や文化の保全などのボランティア活動や交流活動等	・補助率等：左記事業概要の上から2/3、2/3、8/10 ・事業実施期間：平成13年度～

番号	事業名	省庁名	事業主体	事業概要	支援内容
22	農産漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	農産漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律に基づき、市町村等が策定する活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組みを交付金により支援。 ・農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備。 ・定住等促進のための良好な生活環境の確保に係る施設の整備。 ・農林漁業の体験のための施設及びその他の地域間交流の拠点となる施設の整備 等	・補助率等：定額 ・事業実施期間：平成19年度～
23	離島漁業再生支援交付金	農林水産省(水産庁)	離島振興法等に規定されている地域(沖縄県は県下全域が対象)	市町村が策定する「市町村離島漁業集落活動促進計画」に基づき(事業に対し)支援。 ・漁業の生産力の向上に関する取り組み(種苗放流、水質維持改善、海岸及び海底の清掃、漁場監視等) ・集落の創意工夫を活かした新たな取組み(交流の場の提供、伝統・文化の継承・維持等)	・補助率等：漁業世帯1世帯あたり年間136千円交付 ・事業期間等：平成17～21年度
24	地域提案型雇用創造促進事業(新パッケージ事業)	厚生労働省	市町村、経済団体、その他有職者等からなる協議会	雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村、地域の経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策事業の中から、雇用創造効果が高いものを選び、当該協議会等に事業の実施を委託(地域再生計画の認定を受けた地域であること)。 ・創業、事業拡大への支援等による雇用機会を創出するための取組み ・地域の雇用機会への就職等を容易にするための求職者等の能力開発の取組み ・地域の雇用機会への就職等を容易にするための求職者等への情報提供や相談等の取組み 等	・補助率等：事業実施機関は、1地域当たり最大3年度間とし、事業実施に係る経費は、1年度につき2億円最大3年度間で6億円を上限とする。
25	地域イベント助成事業	地域活性化センター(総務省管轄)	市町村	イベントに対する助成を実施し、地域社会の活性化を図る。なお、本助成は財団の「長寿社会づくりソフト事業費交付金交付事業」中「健やかコミュニティモデル地域育成事業」の一環として行う。	補助率100%上限額100万円
26	地域づくりアドバイザー助成事業	地域活性化センター(総務省管轄)	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	市町村等が地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等を招聘した場合に要する経費について、財団法人全国市町村振興協会の協力を得て、助成を行う。また、市町村等からの要望に応じ、専門家等に関する情報提供を行う。	補助率100%上限額30万円
27	広域連携推進事業助成費	地域活性化センター(総務省管轄)	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	複数の市町村等が共同して、広域的な連携を目的としたソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的として実施するソフト事業である。	補助率50%上限額500万円
28	地域資源活用助成事業	地域活性化センター(総務省管轄)	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業	補助率50%上限額500万円
29	活力ある商店街づくり助成事業	地域活性化センター(総務省管轄)	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会	地域の特性を活かし、主として中心市街地において自主的、主体的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業。また、商店街の魅力を高めるために、一定の規模を持った統一的な取組みとして複数の商店街振興組合等が共同で又は連携して実施するソフト事業。	補助率50%上限額501万円
30	新分野進出等アドバイザー・社外パートナー派遣事業	(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	民間と地方公共団体の共同事業、民間単独	新分野に進出する民間企業へのアドバイザー又は社外パートナー派遣支援	アドバイザー 原則4人回の限度内で、原則として財団が全額負担、パートナーは上限100万円以内
31	新分野進出等企業支援補助事業	(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	研究開発を行う企業等へ補助する市町村	新分野新商品開発に向けて行う研究開発に対する補助(地方公共団体から1年以上支援を受けている企業)新分野進出研究開発補助金、小規模商品開発補助金	新分野進出研究開発補助金 上限額1,000万円、補助率100% 小規模商品開発補助金 上限額300万円、補助率100%

【補助事業活用県内事例】

番号	事業名	実施内容	備考
01	JAPANブランド育成支援事業	【伊江村商工会】 ツルナやシモン芋を飼料に育成した合鴨(シモン合鴨)を素材とし、市場調査を実施し、商品コンセプト、ブランドコンセプトをまとめ、市場性の検討を行い、商品化の可能性を検討する。 【北谷町商工会】 北谷町近海で獲れる「琉球ガサミ蟹」を活用した高付加価値商品として、食品、非食品の開発を目標に調査研究を進める。今年度は開発勉強会、市場調査、既試作品の商品実現可能性調査を重点事業として取り組む。	平成19年度
02	サービス産業創出支援事業 (観光・集客交流サービス分野)	【久米島町】 食物アレルギー対応型安心安全離島滞在促進事業 食物アレルギー・アトピー・喘息を持つ生活者とその家族が安心安全旅行滞在出来る体制と販売商品を確立し、他の地域と差別化を図ることで離島のハンディを超えた集客を目指す。	平成19年度
03	全国都市再生モデル調査	【本部町等】 観光交流拠点「渡口みなとまちづくり」形成のための基礎調査 【豊見城市商工会】 レンタカーステーション併設道の駅(ちゃんぶるー型みちの駅)「豊崎」を拠点とした観光関連産業の振興に関する調査 【竹富町観光協会】 竹富地域振興の為に観光振興計画及び社会資本等に関する検討調査	平成18年度
03	全国都市再生モデル調査	【那覇市商工会議所】 まちくわー復活プロジェクト 【金武町】 未来型観光産業に伴う地域再生ビジネスモデルの調査 【南城市商工会】 「馬天港みなとまちづくり」形成のための基礎調査 【特定非営利活動法人にぎわいみゃーく(宮古島市)】 市場(いちば)の再生による人とものにぎわい復活調査	平成19年度
04	観光地域づくり実践プラン (観光交流空間づくりモデル事業)	【宮古島市】 滞在交流型の島ぐるみのチャンプル(融合)観光の創出	平成16年度～
05	沖縄体験滞在交流促進事業	[1]体験滞在プログラムの作成やインストラクターの研修等のソフト事業 読谷村、南城市、八重瀬町、北大東村、南大東村、久米島町、座間味村、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町 [2]体験滞在プログラムの実施に必要な施設の整備 読谷村:琉球文化体験施設、交流体験館・海の家 南城市:体験滞在交流センター(愛称:『がんじゅう駅・南城』)、歴史学習体験施設(愛称:『緑の館・セーフ』)、海洋体験施設(愛称:『海の館・イノー』) 北大東村:沖縄海周辺整備:釣り場、熱帯魚観察・海水浴プール、調理及び食の交流広場、駐車場、遊歩道 久米島町:伝統工芸体験施設(久米島紬の里ユイマール館)、自然体験施設(奥武島キャンプ場) 座間味村:体験滞在交流施設「ウハマ」、海洋体験施設 宮古島市:シート・ヤー(黒糖作り体験施設)、貝殻加工施設、洋上イカダ、果樹園など 竹富町:白浜…海人の家、干立…イルンティ フタデムラ [3]地域外の住民と地域住民が一体となって実施する島の自然や文化の保全などのボランティア活動や交流活動 座間味村、渡嘉敷村、宮古島市、石垣市	平成17年度～ 平成19年度
06	電源地域産業育成支援補助事業	【うるま市】 うるま市観光振興ビジョン策定	平成18年度
07	芸術拠点形成事業、国際芸術交流支援事業、芸術創造活動重点支援事業、 「文化芸術による創造のまち」支援事業、芸術団体人材育成支援事業	【沖縄市】 2007国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわ	平成19年度
08	地域提案型雇用創造促進事業	【沖縄市】音楽ビジネス振興を軸とした観光の街づくり人材育成事業	平成17年度

【補助事業活用県内事例】

番号	事業名	実施内容	備考
09	地域提案型雇用創造促進事業	<p>【うるま市】 「うるま市産業振興QOL向上プロジェクト」～健康・長寿産業と情報化による雇用機会の増大 【浦添市】 手作り工芸町屋構想に基づく工芸技術者育成と工芸工房の地域内集積による雇用機会創出と観光拠点構築事業 【石垣市】 地域資源を活用した観光・情報関連業種人材育成事業 【伊江村】 観光産業を中心とする離島における産業活性化(沖縄県伊江村)-となっている。</p>	平成18年度
10	観光ルネッサンス補助制度	<p>【NPO法人たきどろん】(竹富町) 「竹富島どっゆくい(癒し)観光」推進事業</p>	平成17年度～
11	離島漁業再生支援推進交付金制度	<p>【今帰仁村】種苗放流、海岸清掃、オニヒトデの駆除 【本部町】海岸清掃、海底清掃、漁場監視 【南城市】種苗放流、産卵場・育成場の整備、海岸清掃、海底清掃、藻場調査 【竹富町】種苗放流、海岸清掃、漁業監視、カタメンキンサイの移植 【伊平屋村】海岸清掃 【名護市】バヤオ製作・設置 【宜野座村】海岸清掃、漁場監視、オニヒトデの駆除 【渡名喜村】海岸清掃、漁場監視、オニヒトデの駆除、サメ駆除 【豊見城市】オニヒトデの駆除、バヤオ製作・設置 【糸満市】種苗放流、産卵場・育成場の整備、水質維持改善、オニヒトデの駆除、バヤオ製作・設置 【石垣市】種苗放流、海岸清掃、海底清掃、サメ駆除、バヤオ製作・設置</p>	平成18年度
12	地域再生マネージャー事業	<p>【財団法人日航財団】(南城市) 歴史遺産と統合医療による地域活性化計画</p>	平成18年度

4) 全国の主要観光地観光振興の方向性整理

国土交通省総合政策局観光部門ホームページの「観光地づくりデータベース」を利用し、全国的な事例調査や観光振興の方向性について整理した。

	県名	市町村名	合併年月日	合併の経緯	観光協会	設立の経緯	観光振興計画	観光振興計画概要	観光協会URL	観光振興計画URL等
1	佐賀県	唐津市	H17.1.1	佐賀県唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町及び同郡呼子町を廃し、その区域をもって唐津市を設置(新設)	社団法人 唐津観光協会	H18.4.1設立 唐松地区の9つの観光協会が合併し、「社団法人 唐津観光協会」を設立。	なし		http://www.karatsu-kankou.jp/vent.html	総合計画の中でまちづくりの基本方向を「もてなしと癒しあふれるまちづくり」とし、特色ある地域の宝(自然、歴史、文化、伝統、産業)を活かす交通・情報ネットワークが創る観光・交流・物流のまちづくりを目指す。 重点プロジェクト:豊富な観光資源と地域の宝を活かした観光唐津のまちづくりプロジェクト ・全国に魅力発信、観光「新唐津」! 観光客、宿泊30%増プロジェクト ・みなとまち「唐の津」再生プロジェクト ・レインボー7つの島プロジェクト-「1島1物語をつくる」- ・西九州自動車道・佐賀唐津道路を活かす交流・物流のまちづくりプロジェクト
2	長崎県	佐世保市	H17.4.1 H19.3.31	佐世保市、吉井町、世知原町、佐世保市、宇久町、小佐々町の編入合併	財団法人 佐世保観光コンベンション協会	H15.3.1設立 佐世保市、長崎県、周辺地域との連携のもとに、佐世保市への観光客誘致・コンベンション(国際、国内の各種会議、展示会、スポーツ大会など)の誘致等を行うことにより、人的交流の促進ならびに地域経済の活性化、文化の向上に寄与することを目的とする。	佐世保市観光振興基本計画「検討委員会」	(目標値)常に佐世保らしさを意識した、先進的な観光発信基地 - 古くからあるものと新しく外から入ってきたものを分け隔てなく受け止め、佐世保独自のものとして、新しい楽しみ方を提案していく観光の先進地へ - (基本姿勢) エコツーリズムの考え方に基づく佐世保観光の推進 - さりげない親切、さりげない発見により何度も訪れたくなる観光地へ - まちづくりと観光地づくりの連携 - 観光客が心地よいと感じるだけでなく、市民自身が地域に誇りを持つ佐世保観光の実現 - (計画目標) 質的目標を重視(顧客満足度や宿泊の延泊化など、佐世保観光の質を向上させていくための目標を重視する) 量的目標については観光統計の整備後に改めて設定	http://www.sasebo99.com/	
3	愛知県	田原市	H15.8.20 H17.10.1	田原町、赤羽根町、田原市、渥美町の編入合併	愛知県田原市観光協会	H17.10 田原市と渥美町の両協会が合併	H19.3 「田原市観光基本計画」	基本コンセプト 「常春・渥美半島観光の再生」 ～多彩な地域資源を最大限に活用した“まるごと渥美半島観光”～ ～海に囲まれた里山・渥美半島で四季を通じて「見る」「食べる」「体験する」が満喫できる。「旬産旬時」とれたて新鮮な心安らくスローライフ型観光～ 田原市観光基本計画6つの柱 1 市民参加による観光まちづくりの推進 2 観光振興推進体制の確立 3 新たな視点に立った観光資源の発掘・開発・創造による観光魅力度の向上 4 新たな観光マーケットを意識した情報発信・PR 5 観光客にやさしいおもてなしのある受け入れ体制づくり 6 観光産業振興から総合産業振興への展開	www.taharakankou.gr.jp/	http://www.city.tahara.aichi.jp/section/kanko/kankoukion-plan.html
4	岩手県	八幡平市	H17.9.1	西根町、安代町、松尾村(新設)	(社)八幡平市観光協会	平成元年10月2日(平成18年4月1日改称)西根町観光協会、(社)松尾八幡平観光協会、安代町観光協会が合併し、「(社)八幡平市観光協会」が設立	H19.3 「八幡平市観光基本計画」	基本理念 ようこそ「農(みのり)と輝(ひかり)の大地 八幡平市」へ 基本方針 十和田八幡平国立公園地域内の岩手山・八幡平と安比高原・七時雨山地域の特性を活かした観光施設整備を図る。 主要施策 ・十和田八幡平国立公園エリアの特色を生かし、観光拠点としての整備を図る。 ・魅力ある新たな旅行商品の企画を図り、事業化への結び付け ・体験観光ニーズに対応した体験プログラムの発掘とPR等	http://www.hachimantai.or.jp/	http://www.city.hachimantai.lg.jp/kurashi/jouhokuukai/kankou_plan.html
5	宮崎県	日向市	H18.2.25	日向市、東郷町(編入)	日向市観光協会	昭和37年7月 本年度中に法人化の予定	H18.3 「日向市観光振興計画」	観光振興の方向性(観光振興の基本コンセプト) ・黒潮文化と森林文化の融合を活かした観光・交流の展開 ・いきいきはつらつスポーツ・文化交流圏の形成 ・リーディングプロジェクト ・食の魅力創造プロジェクト ・「牧水」から「お舟出」へ～環境保全散歩みち(フットパス)プロジェクト ・Dōスポーツ! 日向プロジェクト	www.hyuga.or.jp/	http://hpm.city.hyuga.miyazaki.jp/organization/sangyoukeizai/kankoushinkou/
6	新潟県	妙高市	H17.4.1	新井市、妙高高原町、妙高村(編入、名称変更)	妙高市観光協会	平成17年4月の妙高市合併に伴い、妙高高原町観光協会、妙高村観光協会、新井市観光協会が合併して設立	なし		http://www.myoko.tv/	[総合計画]基本施策1 地域資源を活かした観光産業の振興 上信越高原国立公園に指定されている妙高山麓一帯は、その雄大な自然を活かし、早くから温泉やスキー場の開発が行われてきたが、平成3年をピークに、スキー客が減少し、観光産業の低迷が深刻化している。 昨今の観光ニーズは、ますます多様化しており、温泉と四季折々の自然景観を活かしたトレッキング、登山など、「癒し・感動」を満たす商品開発や、地元食材を利用した「本物・健康」志向商品の提供など、四季を通じた特色のある観光地づくりと地域資源を活用した観光産業の振興が必要である。
7	岡山県	瀬戸内市	H16.11.1	牛窓町、邑久町、長船町(新設)	瀬戸内市観光協会	平成18年4月4日 それぞれに活動していた牛窓町・邑久町・長船町観光協会は、瀬戸内市観光協会各支部として展開する。	なし H19策定予定?	ネットより(市HPではない) 瀬戸内市の観光振興に向けた地域の推進組織としては、瀬戸内市商工観光課と瀬戸内市観光協会の2団体がある。観光関連業者は観光協会の会員となっており、企画を推進するうえでは、観光協会が中心となり連携をとっている。また、観光振興に向けたビジョンとしては、瀬戸内市では平成19年度に観光振興計画を策定することとしており、計画を策定しながら、ビジョンや目的を明確にしていく予定である。	http://www.i-setouchi.org/	http://www.city.setouchi.lg.jp/data/sogokeikaku_gaiyou.html
8	岡山県	高梁市	H16.10.1	高梁市・有漢町・成羽町・川上町・備中町	社団法人高梁市観光協会					

	県名	市町村名	合併年月日	合併の経緯	観光協会	設立の経緯	観光振興計画	観光振興計画概要	観光協会URL	観光振興計画URL等
9	三重県	紀北町	H17.10.11	紀伊長島町、海山町(新設)	紀北町観光協会	平成18年4月12日 紀伊長島観光サービスセンターと海山観光協会が合併	なし		http://www.kihoku-kanko.com/	2. 観光の振興 (1) 観光産業の推進 豊かな自然と熊野古道をはじめとする歴史・文化的資源を活用し、多様化する観光産業を発展させ魅力ある観光交流の拠点づくりを進めるため、体験型観光を充実させるとともに、関係機関と連携して観光拠点や宿泊施設の整備を図ります。 (2) レクリエーション都市の整備 利用者のニーズを的確に把握し、社会経済情勢の変化などに対応する計画の見直しを行いながら、レクリエーション都市の整備を進めます。
10	滋賀県	東近江市	H17.2.11 H18.1.1	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町(新設) 東近江市、蒲生町、能登川町(編入)	東近江市観光協会	2005/10/7 旧5地域(八日市・永源寺・五個荘・愛東・湖東)	なし		支部別	
11	島根県	大田市	H17.10.1	大田市、温泉津町、仁摩町大田市、温泉津町、仁摩町(新設)	大田市観光協会	平成19年5月30日 4つの観光協会が合併	H19年度に策定予定?		www.visit-ohda.jp/	石見銀山
12	三重県	志摩市	H16.10.1	浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町(新設)	志摩市観光協会	阿児町、浜島町、大王町、志摩町、磯部町が平成16年10月1日合併し、志摩市が誕生したので新しく観光協会も出来ました。	なし			地域の特性 志摩市は、三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、美しい自然に包まれおり、古くは、豊かな海の幸を都に譲渡した「御食つ国(みけつくに)」として知られ、今も、恵まれた気候や地の利をいかした水産業や農業、観光業が営まれている。
13	富山県	南砺市	H16.11.1	城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町(新設)	南砺市観光連盟	南砺市内にある6つの地域観光協会(五箇山、利賀、井波、福野、福光、城端)の連合組織。平成21年度の「南砺市観光協会」設立に向けての組織。	なし		http://710kanko.nanto-e.com/	地域の特性 合掌造り集落など多くの観光資源を有し、山間部ではグリーンツーリズムを推進している。
14	徳島県	美馬市	H17.3.1	脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村(新設)	美馬市観光協会		なし		http://www.city.mima.lg.jp/4/index.html	美馬市は、2005(平成17)年3月1日に旧美馬郡内の脇町、美馬町、穴吹町、木屋平村が合併してできた、豊かな自然と数多くの文化財が残る歴史情緒あふれるまちです。徳島県の西部(県都徳島市から約40km)に位置し、西側が三好市、美馬郡つるぎ町と、北側が阿讃山脈の山頂で香川県と、東側が阿波市、吉野川市、名西郡神山町と、南側が那賀郡那賀町と接しています。 市のほぼ中央を東西に四国三郎「吉野川」が流れ、穴吹川など幾多の川が吉野川に流れ込み、その沿岸の平野部が主な可住地となっています。北側の阿讃山脈、南側の剣山をはじめ、ほとんどが山地で、総面積の約8割が森林となっており、清らかな水と豊かな緑に囲まれた自然の美しい地域です。
15	熊本県	上天草市	H16.3.31	大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町(新設)	上天草市観光協会		なし		http://www.1.odn.ne.jp/ohyano-kankou/	上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ大矢野島、上島、そのほかの島々から構成されています。 また、市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つにあげられる松島の風景や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道(観海アルプス)からの眺望など景勝地として四季折々に美しい表情を見せています。
16	高知県	四万十市	H17.4.10	中村市、西土佐村(新設)	(社)四万十市観光協会		なし		http://www.shimanto-kankou.com/	・四万十市は旧中村市と旧西土佐村が平成17年4月10日に合併して誕生しました。 ・旧中村市は、今から約500年前、前関白一条教房公が応仁の乱を避けてこの地に下向し、京都を模したまちづくりを始めたことから、「土佐の小京都」と呼ばれています。 ・高知県西南部に位置し、豊富な山林資源と日本最後の清流四万十川、南東部は太平洋に面しており自然環境に恵まれています。

(2) 南城市上位計画の概要

観光振興計画は、南城市における上位計画関連との整合を図るため、旧町村で策定された計画や現在策定中の上位計画について、以下にまとめる。

1) 南城市上位計画

第三次佐敷町総合計画(旧佐敷町)

総合計画の目標	
平成12年から平成21年の10ヶ年	
計画人口	
平成21年:14,000人	
総合計画の課題	
(1)土地利用と環境整備への対応	
・自然環境の保全と活用	・集落環境の整備
・農村環境の向上	・全町植物園化構想
(2)産業と福祉の複合化への対応	
・産業の多様化と高度化	・産業の振興と健康・福祉の推進の複合化
・リゾート機能の導入	
(3)広域的都市施設整備への対応	
・都市化への対応	・広域的都市施設整備への対応
・新しいライフスタイルへの対応	
(4)新しい教育・文化環境への対応	
・創造的活動の指揮	・ネットワークの形成
・各種イベント等の充実を更に継続発展させるとともに、各自治会、住民団体等による生涯学習、地域活動等の拡充	
佐敷町の将来像	
(1)将来像	
夢・花・風とシュガーホール	
対外的にも本町の特色を広く内外にアピールするとともにいわば本町の「愛称」にもなるものとして設定する	
(2)町づくりの基本理念	
森と海を守り育てる町づくり	心豊かな人を育てる町づくり
人に優しい活力ある産業の町づくり	歴史と文化に根ざした町づくり
思いやりあふれる健康福祉の町づくり	
土地利用の基本方針	
(1)市街地域	
・環境整備と新たな都市機能整備を図り、快適で利便性の高い住宅地の形成の促進	
・土地区画整理事業等の推進	
・新規埋立地内と連動する兼久、佐敷地区のシビックセンター地区の形成	
(2)集落地域	
・周辺環境と一体となった土地利用を図る	
・周辺土地利用との整合、とりわけ農業振興地域との調整を図る	
(3)農用地域	
・農用地の高度利用を促進するとともに農業振興地域と他の土地利用との調整を図りながら農用地の保全・活用を促進する	
(4)斜面緑地保全地域	
・「全町植物園化構想」と併せて造林事業の継続的推進し、斜面緑地の保全と森林の造成を図る	
(5)台地活用地域	
・「ヘルシーリゾート構想」の推進	
・斜面保全地域及び集落地域の土地利用との調整を図りながら町土の有効活用の促進	
(6)海浜活用地域	
・自然環境条件との整合性に十分考慮しながら海岸地域の有効活用を図る	

佐敷町の五大構想	
五大構想とは、「土地利用」及び「施策の大綱」に配慮しつつ具体的な施策の展開を図るものとする	
(1) 佐敷シーガーデン構想	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県における「中城湾港マリンタウンプロジェクト」(佐敷東地区)を佐敷町の立場から位置づけたもの ・港湾施設と都市基盤施設の一体的整備を行い、アメニティ豊かな海辺の町づくりを推進するものである ・これに併せて、沖縄本島南部地区の東西を結ぶ幹線道路の整備についても検討する
(2) ヘルシーリゾート構想	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度に南部10市町村で構成する「島尻地域振興開発推進協議会」により広域的な「ヘルシーリゾート整備基本計画」が策定 ・内容としては「拠点地区」と「農園地区」により構成され、健康・長寿と観光及び福祉に関連する様々な計画がなされている
(3) 福寿のまち構想	<ul style="list-style-type: none"> ・「ヘルスプロポーション」の理念を生かした町づくりを展開していく ・平成11年度に厚生省の「健康文化と快適な暮らしのまちの創造プラン」のモデル地域指定を受ける ・今後は「創造プラン」に基づき、全町民が福寿を享受できる諸処の健康づくり事業を推進する ・町ぐるみの保険・医療・福祉の充実を目指した「福寿のまちづくり」を推進する
(4) 全町植物園化構想	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における丘陵・傾斜地をはじめ、農用地、公園、公民館、その他の公共施設、集落、市街地、屋敷、道路沿線等がすべて花と緑に包まれた美しい町となることを目指すもので ・今後とも長期的な視野に立ち、丘陵地における花と緑の散歩道、植物園、海浜及び拝所、史跡、公共施設等の緑化等
(5) 島尻ネットワーク形成構想	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県における広域幹線道路「南部東道路」の整備構想 ・中城湾南部沿岸4町村を事業区域とする「中城湾南部流域下水道計画」 ・様々な広域的、長期的課題を着実に達成し、人的、組織的、物的、精神的、文化的交流を促進する

施策の大綱	
森と海を守り育てる町づくり	
(1)生活環境の整備	
市街地整備	上水道の整備
シビックセンター地区の形成	下水道の整備
集落地域の整備	公園・緑地の整備
道路網の整備	廃棄物の処理
(2)地域防災・消防・救急対策	
地域防災対策	消防・救急対策
(3)交通安全・防犯対策	
交通安全対策	防犯対策
人に優しい活力ある産業の町づくり	
(1)農業の振興	(3)商工業の振興
(2)水産業の振興	(4)観光の振興
思いやりあふれる健康福祉の町づくり	
(1)社会福祉の充実	
老人福祉	生活保護・低所得者福祉
児童・母子福祉施設	国民年金
心障害者福祉	
(2)健康づくり・保健福祉の拡充	
健康づくり	ゆいまーる(ボランティア活動)
国民健康保険	
心豊かな人を育てる町づくり	
(1)生涯教育の振興	
生涯学習の拡充	社会教育
一人ひとりが生きる学校教育	スポーツの振興
(2)国内・国際交流の推進	
(3)男女共同参画社会の形成	
歴史と文化に根ざした町づくり	
(1)シュガーホールと文化の町づくり	(3)町民ネットワークの形成
(2)文化財の継承・発展	(4)情報化の推進

第三次大里村総合計画（旧大里村）

総合計画の目標	
平成12年から平成21年の10ヵ年	
計画人口	
平成21年：15,000人	
まちづくりの課題	
(1) 環境に調和した土地利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> 農用地をはじめ森林、河川の自然環境や集落、史跡・文化財等の歴史的環境の保全 生活や産業活動との調和のある土地利用の確保
(2) 大里らしさの創出	<ul style="list-style-type: none"> 大里グスクを内外にアピールし観光拠点として多面的な地域活性化へ活かすこと 伝統芸能等は住民の活力や連帯意識等を醸成しており保存継承の促進 河川の下流域とのネットワーク形成のリード役を果たすこと 行政センター地区における大里のシンボルゾーンとしての機能発揮
(3) 都市近郊性の発揮	<ul style="list-style-type: none"> 6町村に接するという立地特性を生かし、地域発展の可能性を掘り起こすこと 体験交流、学習、スポーツレクリエーション等の広域的な行楽拠点の機能を果たすこと
(4) 地域コミュニティの育成	<ul style="list-style-type: none"> 住民の価値観の多様化の中で地域共同体に対する意識の変化 流入人口の増加が見込まれている 人材ネットワークによる新たなコミュニティづくりが必要
(5) 多様な産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> 恵まれた農用地空間の高度利用を促進し、付加価値の高い農業の育成 農業を基軸とし、関連産業との連携・補完によって相対的な地域産業の発展を図る必要がある 近在する都市との交流人口を増やす 地元販売・消費需要に対応した地域特産品の開発とその産業化 ヘルシーリゾート構想の展開に対応した観光・リゾート振興への基盤づくり
(6) 家庭・地域・学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> これからの時代を生きる人づくりをめざした家庭・地域・学校教育の充実 村民だれもが時代の動向に即した社会性を備え、創造性に富み、国際性豊かな人材を育む教育推進体制の拡充 本村の独自性を生かし、あらゆる分野でまちづくりを支える人材の育成
まちづくりの将来像	
(1) 将来像	<p>緑と心豊かなかりゆしの里・大里</p> <p>かりゆしの里は、おだやかな環境のもとに、村民が融和し、幸せのまちづくり、繁栄のまちづくりをめざす大里のまちを表現している</p>
(2) 基本目標	<p>うるおいのある快適創造のまちづくり 環境との共生を基調とし、村民が誇りをもって快適に居住するうるおいのあるまちづくり</p> <p>生きがいあふれる学びのまちづくり 恵まれた環境と由緒ある歴史文化を守り育て、情操豊かで創造性に富んだ人間性を育むまちづくり</p> <p>だれにもやさしく健やかなまちづくり 村民だれもが健康で、地域福祉がゆきとどいた安らぎのある充実した生活が実現できるまちづくり</p> <p>活力に満ちた豊かなまちづくり 本村の恵まれた立地特性を生かし、産業活動をめぐる経済社会の時代潮流を踏まえ、地域に根ざした産業の発展をめざす</p>

土地利用の基本方針	
本村の立地特性や自然的・歴史的環境との整合性や社会経済の動向をふまえ、まちづくりの将来像「緑と心豊かなかりゆしの里・大里」の実現をめざす。	
(1) 自然・歴史的環境の保全と整備活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・本村の優れた景観を特徴づけている森林緑地は、多様な自然を育み、防災上等で重要な機能を有している ・既存森林については立地環境に配慮して可能な限り開発を抑制し、保全することを基本とする 	
(2) 農用地の保全と高度利用	
<ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある景観を創出し、恵まれた生産緑地の形成 ・農業の振興に連動し、自然環境との共生や生活環境に調和した農用地利用を基本とする ・農業生産環境を生かし、優良農地の保全や遊休農地の活用促進等によって農用地の有効利用を図る ・農業の発展をふまえた計画的な生産基盤を整備改善し、生産性の高い農用地の高度利用の促進 ・周辺土地利用との整合性に十分配慮して一定の農地転用を図る 	
(3) 公共・効用施設の適正配置	
<ul style="list-style-type: none"> ・村民福祉の増進につながり、快適で利便性の高い生活環境づくりのうえで、適正配置を基本に、計画的な公共・公用施設の整備 ・各種公共施設の整備にあたっては、施設機能を十分考慮し、住民意向をふまえて適正な地域配置に努める 	
(4) 都市的土地利用の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・今後とも宅地需要の高まりが見込まれており、総合的な調整のもとに都市的土地利用の適正な配置・誘導を図る 	
(5) 広域的に整合した土地利用の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・隣接町村との土地利用計画に配慮し、広域的に整合した土地利用の確保 ・森林や河川等の自然環境の保全 ・公共施設の配置や幹線道路網の形成 ・住宅地開発やレクゾーン構想等の展開において、関係町村との連携・調整を図る 	
施策の大綱	
うるおいのある快適創造のまちづくり	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路網の整備 (2) 情報化の推進 (3) 集落及び市街地環境の整備 (4) 公園整備・緑地保全 (5) 河川環境の改善 (6) 生活排水対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 環境衛生・公害対策の強化 (8) 上水道の整備 (9) 地域防災の強化 (10) 消防・救急体制の強化 (11) 交通安全・防犯対策の強化
生きがいあふれる学びのまちづくり	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育環境の整備拡充 (2) 生涯学習・スポーツレクリエーションの振興 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 地域文化の育成 (4) 国内・国際交流の展開
だれにもやさしく健やかなまちづくり	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域福祉の推進 (2) 高齢者福祉の充実 (3) 障害者福祉の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> (4) 児童・母子(父子)福祉の拡充 (5) 健康づくりの推進
活力に満ちた豊かなまちづくり	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業の振興 (2) 商工業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県の戦略的産業に位置づけられ、地域における振興策が進展している ・地域特性の発揮と環境との共生を基本とし、まちづくりに連動した観光・リゾートの振興に努める ・近隣の都市住民の余暇活動需要に対応し、多様な体験学習、レクリエーション等の交流促進のための 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 観光・リゾートの振興

構想推進の方策	
(1) 実行性の確保	社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて見直しを行い、計画的なまちづくりの実行性を確保する
(2) 村民参加のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・村民が主体となり行政との協働によるまちづくりを推進する ・他分野にわたる人材をネットワーク化し、男女共同参画と連帯を基調にして村民の創意をまちづくりにいかす
(3) 行財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に対する村民要望に対応し、業務体系の見直しや組織体制の再編等によって効率的な行政運営に努める ・増大する財政需要をふまえ、国・県の財政支援の促進とともに安定した自主財源の確保に努め、長期的な財政計画に基づいた健全な財政運営の確立
(4) 関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の上位計画との整合及び民間部門との協力調整を図る ・近隣市町村との連携と相互の補完関係を密にし、広域的な協力体制のもとにまちづくりを推進する

1. 合併の必要性	
(1) 市町村を取り巻く時代の潮流への対応	<p>日常生活圏の拡大 価値観やライフスタイルの多様化 少子高齢化への対応 地方分権と自立的行政運営への要請 危機的國家財政と地方財政の構造変化 高度情報化社会の進展 環境共生型社会の形成</p>
(2) 広域圏からみた現状と課題	<p>沖縄振興計画における位置づけ 南部広域行政圏計画における位置づけ 平成15年10月28日南部広域市町村圏事務組合策定 歴史の杜・歴史の道エリア サンゴ礁景観エリア ウェルネスアイランドエリア</p>
(3) 4町村の現状と課題	<p>佐敷町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福寿のまち構想」などを柱にスポーツ健康づくりに力点を置く ・尚巴志ハーフマラソンや町民の各種健康づくり事業が展開されている ・中城港湾マリンタウンプロジェクトの推進による住みよい海辺まちづくりの推進 ・自然・緑地に恵まれた観光・レクリエーション拠点づくり ・癒しと健康をテーマにしたリゾートづくり ・新たな農業、水産業の展開、新たな文化の創造と発信 <p>知念村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海と緑と朝日の里」をテーマとして恵まれた水・緑を背景に農業・水産業の振興を行う ・観光産業への積極的な取り組み(あざまさんさんビーチ、斎場御嶽の世界遺産、久高島の活用) ・歴史・文化財の保全と精神的な文化や自然空間による癒しを感じるリゾートづくり ・「獲る」から「見せる」「育てる」新たな水産業の振興 <p>玉城村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「グスクと水の里・たまぐすく」をテーマに農水産業・観光を主軸に自然景観と文化遺産を保全する観光振興 ・海水浴、系数アブチラガマ、ゴルフ、テーマパークといった多様性のある観光資源の有効活用 ・自然景観の優れた観光・レクリエーションの場として拠点整備の充実 ・グリーン、エコツーリズムをキーワードにした農水産業の展開、鉱山跡地の有効活用 <p>大里村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑と心豊かなかりゆしの里・大里」をテーマとして環境と住民が融和した幸せと繁栄のまちづくり ・那覇市へのベットタウン化への対応と農業を基軸にしたウェルネス構想の展開に対応した観光・リゾート振興への基盤づくり ・那覇との近接性を生かした都市機能の充実と自然・文化等の地域特性を活かした大里らしさの創出
(4) 4町村の抱える課題と合併の必要性	<p>地域高規格道路等広域都市基盤整備への対応</p> <p>癒しと健康をテーマとする観光・レクリエーションの拠点づくりへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの歴史文化遺産を東御廻り等有効活用し、保健・福祉、歴史・文化など幅広い分野に関する癒しと健康をテーマとした観光・レクリエーションの拠点づくりを地域と一体的に推進する必要がある <p>地方分権時代にふさわしい行政組織・機構への対応</p> <p>財政ひっ迫への対応</p>

2. 計画策定の意義・目的	4町村の現状と課題などを明らかにした上で、これまで独自のまちづくりを進めてきた4町村を一体的な地域社会と位置づけ、合併後の魅力あるまちづくりのあり方を示す
3. 計画策定の方針	(3)計画期間 合併後10年間 現況と見通し 将来人口： 現状推移：平成27年40,600人 年齢別人口： 0～14歳 5,800人(14.3%)、15～64歳 25,500人(62.8%)、65歳以上 9,300人(22.9%) 世帯数 現状推移：平成27年13,500世帯(平均世帯人員3.0人)
新市建設の基本方針	
1. 新市の将来像	(1)まちづくり基本理念 人と自然・文化が調和した福寿で活力に満ちたユイマールのまちづくり 人と新市の資源・財産との調和を図り、健康長寿への願い、郷土への誇りと愛する心を持つ住民同士の助け合い、譲り合いの精神(ユイマール)のもと、創造力と活力あふれるまちづくりを進める。
	(2)新市の将来像 海と緑と光あふれる南城市
2. 新市建設の基本方針	(1)新市建設の7つの基本方針 地域に根ざした活力ある産業のまちづくり 心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり 温もりあふれる福寿(健康・福祉)のまちづくり 住民と相互理解を深める交流のまちづくり 安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり 人の和が支える住民主役の協働のまちづくり 市民の心で世界へつなぐまちづくり

南城市総合計画（基本構想）（案）

総合計画の目標
平成20年から29年までの10年間
計画人口
平成29年：43,000人
まちづくりを取り巻く情勢
<p>情勢変化に柔軟に対応しつつ、市として守るべきもの・残していくべきものを明確にしてまちづくりを進める必要がある。</p> <p>きめ細かいまちづくりを展開するために市民の協力が不可欠。</p> <p>そのため、市民参加がしやすい環境づくりと市民の主体的なまちづくりへの参加と行政の連携が必要となる。</p> <p>南城市は、海・森・城・湧き水といった自然や世界遺産「斎場御嶽」やグスクを有する南部振興の要として先導的役割を果たすことが期待される</p> <p>これらのポテンシャルを活かし、まちづくりへの適切な対応が求められる。</p>
まちづくりの課題
(1) 土地利用について
<ul style="list-style-type: none"> ・「開発も必要であるがどちらかといえば自然保護を重視する」（市民アンケート結果6割を超える） ・南城市の中心はどこにあるのか分らない(まちづくり懇談会) ・土地利用規制が厳しすぎる(まちづくり懇談会) ・旧佐敷町と旧大里村は那覇広域都市計画区域、旧知念村と旧玉城村は都市計画区域外 ・開発と自然環境保全の調和、地域特性を活かした地域活性化を目指し、バランスの取れた土地利用を目指す。
(2) 産業について
<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業は市の活性化に寄与する ・農業：経営耕地面積が小さく耕作放棄地も拡大 ・漁業：漁業環境の悪化 ・働く人が誇りをもてる環境づくり ・観光産業と連携した体験型農業・漁業の展開など新しい農水産業への展開による振興 ・地域の農水産物を活かした加工品など新しい特産品づくりで商工業についての振興 ・産地ブランド化への取り組み、新たな産業の創出・発展など、南城市の特性を活かした活力ある産業振興
(3) 健康福祉について
<ul style="list-style-type: none"> ・日本一元気で魅力あるまちづくりの第一歩として、市民が健康で長生きし、大人も子どもたちもいきいきと暮らせるまちのありかたについて検討
(4) 教育文化について
<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの健全育成」（市民アンケート特に優先すべき施策） ・社会体験、自然体験の機会を増やす ・知、徳、体バランスのとれた人間形成 ・南城市への愛着を深めていくためには、世界遺産を始めとする歴史資源や地域の伝統文化、環境学習など地域を知ることが重要 ・幅広い年代で交流を図りながら学習していくことが、よりよいまちづくりにつながる
(5) 生活環境について
<ul style="list-style-type: none"> ・「バスなどの交通の便」（市民アンケート：最も不満に感じていること） ・悪臭、ゴミの不法投棄、公園や道路の管理、排水、インターネット環境など多岐にわたる ・住民との協働により、環境整備やモラル向上などの意識啓発に取り組み、調和のとれたまちづくりを進めることが重要

南城市の将来像	
(1)基本理念	人と自然・文化が調和した福寿で活力に満ちたユイマールのまちづくり 本市の資源・財産との調和を図るとともに、健康長寿への願い、郷土への誇りと愛する心を持つ住民同士の助けい、譲り合いの精神(ユイマール)のもと、創造力と活力あふれるまちづくりを進める。
(2)将来像	海と緑と光あふれる南城市 自然の恵みである「海」と「緑」をキーワードとする。上ガイティータグが象徴する太陽、歴史遺産にふるそそぐ「光」、地域の活力を「光」として位置づける
土地利用の基本的考え方	
本市は、「南城市型の土地利用」として、森林域や海岸域などの豊かな自然環境や歴史遺産周辺及び良好な景観を有する区域については保全し、住宅用地の確保や観光振興等の地域活力の向上につながる土地利用については、周辺環境や景観との調和を図りながら適切な規制・誘導のもと整備を進め、計画的な土地利用を展開していく。	
(1)森林域	・森林域を本市の土地利用の骨格と位置づけ、開発を抑制し、保全育成に努めることを基本とする ・河川・湧水等の水辺環境は豊かな水資源となっており、その保全を図る
(2)農地	・優良農地の高度利用及び遊休農地の有効活用の促進 ・農用地は保全を基本としつつ、都市的土地利用の需要動向を踏まえて柔軟に対応する
(3)海岸域	・地域産業の振興や観光リゾートの振興等において土地需要の増加が予想される ・土地利用と自然的環境条件との整合性に十分配慮しながら海岸域の有効活用を図る ・自然海岸については、極力開発を抑制して保全に努める
(4)集落地域	・集落地域のほとんどが農地や森林等に隣接しているため、周辺環境と一体となった土地利用を図る ・新たな宅地需要については、周辺土地利用との整合性に配慮し、農用地との調整を図り適切に対応する
(5)市街地地域	・魅力ある南城市を形成するため、良好な住環境を有する住宅地、利便性の高いサービス機能、地域発展に資する機能等を適切に配置した土地利用を図る ・南部東道路インターチェンジ付近一帯については、その立地特性を活かした土地利用を進めていく ・多様な機能が集積した利便性の高いコンパクトな市街地形成に努める
(6)久高地域	・この地域が持つ歴史的・民俗学的価値を保存しながら、かつ人々が豊かで文化的な生活を享受していけるようにする ・土地利用は特別な配慮を図り、伝統的集落環境の保全を重視し、各種施設整備においては、自然環境との調和を図る
施策の体網(7つの基本方針)	
(1)地域に根ざした活力ある産業のまちづくり	南城市の地理的特性や自然環境、歴史的資源等を活かした創造性ある農業、水産業、商工業、観光の振興を図る。 全国的にアピールできるオリジナル加工品の開発や「南城市にいかないと味わえない」という オンリーワンのブランドづくり などを促進する。 各分野が 連携 し、地域の 経済的波及効果を高め て、活力あるまちづくりを目指す。
観光の振興	
・個性的で魅力ある商店街の創出や商業環境の整備を促進	
(2)心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり	
(3)温もりあふれる福寿(健康・福祉)のまちづくり	
(4)住民と相互理解を深める交流のまちづくり	
(5)安全で安心、快適な暮らしを支える住みよいまちづくり	
(6)人の和が支える住民主役の協働のまちづくり	
(7)市民の心で世界へつなぐまちづくり	

2) 観光関連計画
玉城村観光振興計画

策定年月日	平成12年3月
計画期間	平成12年度(2000年)～平成21年度(2009年)
見直しの考え方	目標年度毎にローリングを行うことを基本とするが、社会情勢の変化等により大きく実状とかけ離れる場合においては、随時見直しを行う。
調査の対象	・村民・事業者 ・来訪者 ・行政
基本方針	「グスクと水とふれあいの里・たまぐすく」 1.グスク(歴史)を活かす 歴史背景・由来・技術・知恵を学ぶ 2.水(自然)を活かす 自然の摂理・環境循環・生態を学ぶ 3.里(ふれあい)を活かす 生活文化と地域の経済を豊かにする 4.人(人材)をいかす 村づくり、暮らしづくりの主体となる
計画の目的	本計画は、昭和59年に策定された「玉城村観光振興計画」を実状に即して見直し、本村の活性化を図るための新たな観光振興計画のとりまとめを行うことを目的とする。
観光振興の課題	1.来訪者の視点から わかりやすさ 利便性 地域の魅力 2.地域振興の視点から 地場産業 観光基盤整備 3.環境共生の視点から 保全・活用・管理 快適な住環境 4.人材育成の視点から 人材の発掘育成 ネットワーク支援
玉城村の現状	
道路・交通	村内の既存の国道、県道はほぼ整備が済んでおり、村道もこれから先、幅員の狭い道路など着実な整備を進めていく。バス路線においては、計8路線が村内を通過しており、路線バスを利用している観光客も増加している状況や、近隣市町村との連結性を考慮すると、これからも引き続きバス路線の改善整備に努めていく必要がある。
利便施設	ほとんどの地域で利便施設が不足している。駐車可能エリアなのか判りづらい箇所もあり、案内板の設置など工夫が必要となってくる。観光資源付近の狭隘な道路に駐車している車も少なくない状況である。
宿泊施設	本村での観光は現在、玉泉洞王国村など観光地に立ち寄り、見学するといった周遊型観光であるが、将来、体験観光等を盛り込んだ滞在型の観光を展開していく際には、宿泊施設の拡充に取り組んでいく必要がある。
主な観光施設	本村は、県内でも歴史的・文化的な観光資源が集積しており、美しい海や優れた自然景観などとあいまって、県内外からの観光入込客数は増えつつある。入込客数は毎年増加しており、今日では本村への来訪者数は、年間200万人を超える。
観光リゾート資源	本村は、沖縄県内でも歴史の村であり、歴史的に魅力のある資源(史跡、グスク)が集積している。また、伝統芸能や文化が各集落で継承されていることも特色の一つである。
観光リゾート活動	村内各字による伝統行事やイベント等の多様な観光リゾートに関する取組みはもとより、玉城村を舞台とした村外団体の活動や旅行者などの取組みが行われている。

目標	方針	主要施策	具体施策	エリア (●:場所に關するもの)							プログラム		推進主体	
				A	B	C	D	E	F	備考	短期	中長期		
く グスクと水とふれあいの里・たまぐすく	グスク(歴史)を活かす ~歴史背景・由来・技術・知恵を学ぶ~	1. 歴史文化資源の発掘・発信	1. 資料カルテづくり(詳細資料・内部資料)								村全体		経済課、商工会、NPO	
			2. わかりやすい歴史文化パンフレットづくり(来訪者用)								村全体		経済課、商工会、NPO	
			3. ホームページづくり(児童生徒等の参加)								村全体		経済課、商工会、NPO、児童生徒	
		2. 歴史のみちの整備	1. 沖繩のみち自転車道の整備(舗装、各種サイン、休憩所)	●	●	●	●	●						建設課、区民、NPO
			2. グスクロードの整備(各種サイン・緑化等)	●	●	●								建設課、区民、NPO
			3. ウザファビラの整備(グスクロード公演との連結、松並木の回復等)	●										建設課、区民、NPO
		3. 琉球歴史発祥の舞台の魅力づくり (ヤブサツ御嶽、ヤハラツガサ、浜川御嶽、受水走水、ミントングスクなど)	1. 琉球歴史発祥巡りの整備(簡易舗装、各種サイン、ベンチ、植栽等)	●	●					●				建設課、教育委員会、区民、NPO
			2. 史跡及び周辺緑地の保全、定期清掃(地域住民、児童生徒等の参加)	●	●	●				●				区民、NPO、教育委員会
			3. 受水走水での稲穂まつりの開催								●			区民、教育委員会、NPO
		4. 玉城城跡周辺整備	1. 玉城城跡周辺整備計画の策定と推進	●										教育委員会、企画課、区民
			2. 城跡及び公園を活かしたイベントの開催	●										教育委員会、経済課、区民
			3. 定期清掃の推進(地域住民・児童生徒等の参加)	●										区民、NPO、教育委員会
	5. 糸数城跡周辺整備	1. 糸数城跡周辺整備計画の策定と推進			●								教育委員会、区民、県、国	
		2. 糸数城跡にまつわるイベントの開催(比嘉ウチョー関連等)			●								教育委員会、区民、県、国	
		3. 定期清掃の推進(地域住民・児童生徒等の参加)			●								経済課、商工会、観光協会、区民、NPO	
	6. 歴史文化センターの整備	1. 資料展示・学習機能・研究機能の確保	●	●									教育委員会、区民、NPO	
		2. 観光案内機能・特産品展示販売機能・休憩飲食機能・駐車機能確保	●	●									教育委員会、経済課、区民、NPO	
		3. テーマを設定した歴史文化センターまつりの創出	●	●									経済課、商工会、観光協会、教育委員会、区民、NPO	
	水(自然)を活かす ~自然の摂理・環境循環・生態を学ぶ~	1. 各地のヒージャー(樋川)の魅力づくり	1. 各字のヒージャー(樋川)の定期清掃と定期水質調査の実施	●	●	●	●	●	●				区民、農林土木課、NPO	
			2. 説明サインの充実と周辺緑化・草の再生	●	●	●	●	●	●				教育委員会、観光協会、区民、NPO	
			3. 主要ヒージャー(垣花、中村渠等)周辺のトイレ、駐車場の案内表示		●	●								教育委員会、観光協会、区民、NPO
		2. ウォーターフロント(海浜域)の魅力づくり	1. 海浜遊歩道及び防潮林の整備								●			農林土木課、区民、NPO
			2. 中長期滞在可能な宿泊施設の整備								●			建設課、企画課、経済課
			3. 自動車の進入制限と周辺での駐車場確保の検討								●			区民、企画課、建設課
4. 地域ぐるみでの清掃活動の促進(環境美化・維持管理)										●			区民、NPO、観光協会	
5. 海浜環境を守るためのルールの検討(斜面緑地の保全、水質保全、チェックシステムなど)											村全体		企画課、農林土木課、建設課、区民	
6. 海を楽しむ多様なメニューの充実(生物観察、マリンレジャー、ウミンチュ体験、海洋療法など)										●			経済課、商工会、区民、NPO	
3. 海上交通ネットワークの創出	1. 海中水族館の整備検討								●			企画課、農林土木課、経済課、商工会、区民		
	2. 船着場の整備・確保(アージ島、新原ビーチ、奥武島、堀川)								●			企画課、農林土木課、経済課、商工会、事業者		
	2. 民間運営主体の確立									民間		経済課、商工会、関係者		
里(ふれあい)を活かす ~生活文化と地域の経済を豊かにする~	1. 糸数集落及びアブチラガマ(糸数塚)の平和活用	1. アブチラガマの管理・運営体制の確立			●							企画課、経済課、区民		
		2. 平和学習関連機関との連携強化			●							運営主体、経済課、観光協会		
		3. 外国語にも対応できる案内ガイドの養成・確保			●								運営主体、経済課、区民、NPO	
		4. 周辺利便施設の整備(トイレ、駐車場、飲食、土産店等)			●								運営主体、経済課、建設課、区民、NPO	
		5. 平和イベントの検討			●								運営主体、経済課、観光協会、区民、NPO	
	2. 玉泉洞との連携強化	1. 村内観光情報センター機能の確保					●						経済課、商工会(観光協会)、玉泉洞	
		2. 村内特産品販売の拡充					●						玉泉洞、関係者、経済課、商工会	
		3. 宿泊機能の確保検討(村内エコツーリズムの起点ともなる)					●						経済課、建設課、玉泉洞、NPO	
		1. 伝統的建造物の保全及び景観づくりの支援	●	●	●	●	●	●					経済課、区民、NPO	
		2. 伝統集落見どころ案内マップづくり(石畳、村ガエ、防空壕跡等)	●	●	●	●	●	●					経済課、区民、NPO	
3. 伝統集落の魅力づくり (富里、船越、垣花・仲村渠等)	3. 生活文化体験メニューの開発(体験農業、都市と農村の交流事業等)	●	●	●	●	●	●					経済課、商工会、観光協会、区民、NPO		
	4. 新たなリゾートオフィス・滞在村(のんびり村)の創出							●				企画課、経済課、建設課、関係者		
	1. 小規模リゾートオフィスのモデル展開の可能性検討							●				企画課、経済課、建設課、関係者		
	2. 中長期滞在可能なリーズナブルな宿泊施設の確保検討							●				企画課、経済課、建設課、関係者		
	5. 堀川採石場の新たな活用の検討	1. 採石場を活かした新たなイベントの検討(野外劇、野外シアター等)							●			企画課、経済課、関係者		
2. 跡地利用を含めた長期活用ビジョンの検討								●			企画課、経済課、関係者			
人(人材)を活かす ~村づくり、暮らしづくりの主体となる~	1. 比嘉ウチョー杯世界大会及びグッズ開発	1. ウチョー杯争奪世界大会(力自慢大会(腕相撲、木柱投げ等)、絶叫大会(片足をあげ、アチョーという等))			●					民活(村の支援)		経済課、商工会、観光協会、区民、NPO		
		2. ウチョーグッズの開発(藍染めウチョーTシャツ、ウチョー人形等)			●							経済課、商工会、観光協会、区民、NPO		
	2. 観光見どころポイントの発掘・発信	1. 観光資源カルテ及びわかりやすい観光パンフレットづくり									村全体		経済課、商工会(観光協会)、NPO	
		2. ホームページづくり(児童生徒等の参加)									村全体		経済課、商工会(観光協会)、NPO、生徒	
	3. 多様なモデルコースの設定・発信	1. 1日ゆったりコース、半日充実コース、2時間導入コース等の設定	●	●	●	●	●	●	●				経済課、商工会(観光協会)、NPO	
		2. 多様なモデルコースパンフレットの作成	●	●	●	●	●	●	●				経済課、商工会(観光協会)、NPO	
	4. 美しいむらづくりの推進	1. 緑化の推進(ゲートスポット、沿道、屋敷内、公共施設等)	●	●	●	●	●	●	●				区民、NPO、観光協会、各公共施設	
		2. 案内サインの整備(イメージキャラクター;比嘉ウチョーなど)	●	●	●	●	●	●	●				経済課、建設課、観光協会、NPO	
		3. 村づくり条例の制定(土地利用、景観形成、環境保全等)									村全体		企画課、関連課	
		4. 玉城村環境憲章の制定と環境村宣言									村全体		企画課、関連課	
	5. 案内ガイドの養成及びミニ観光案内所の確保	1. 養成講座の開設と案内ガイド登録制度の確立									村全体		経済課、観光協会、NPO	
		2. 案内ガイド利用規定づくり									村全体		経済課、観光協会、NPO	
	6. 村観光協会の立ち上げ	3. ミニ観光案内所の確保(字内の店舗等)	●	●	●	●	●	●	●				観光協会、経済課、村内店舗	
1. 村観光協会の立ち上げ										村全体		経済課、商工会		
2. 村観光情報の収集及びプロモーション活動										村全体		観光協会、経済課、NPO		
7. むらバス・レンタサイクルの運営	3. 特産品の発掘・育成									村全体		経済課、商工会、観光協会		
	1. むらバス運営計画の検討(運営主体、利用規定、収支予測、ルート設定、既存福祉バスとの共同利用等の検討)									村全体		企画課、福祉課、関連課		
8. 玉城むらづくり塾の開設	2. レンタサイクルの利用・運営システムの検討	●	●		●	●						企画課、経済課		
	3. 拠点施設の整備(駐車場、レンタサイクル、情報センター等)	●	●	●	●	●	●					企画課、経済課、建設課		
	1. 玉城村を見つめ考え行動するむらづくり塾の立ち上げ支援									民活(村の支援)		企画課、経済課、NPO		
	2. 各字ごとのむらづくり活動計画づくり及びその具体展開											区長・区民、企画課、経済課、NPO		

Aグスクロード・役場エリア B垣花・百名エリア C糸数・船越エリア D玉泉洞・前川エリア Eリゾート・休暇村エリア Fウォーターフロントエリア

知念村観光振興計画

策定年月日	平成15年3月	
計画期間	平成15年度(2003年)～平成25年度(2023年)	
見直しの考え方	5年毎に見直し	
調査の対象	知念村全域・久高島及びその周辺施設・その他	
基本方針	<p>「沖縄・日本のルーツが見える沖縄・日本の心のふるさと」</p> <p>琉球民族発祥の地として新しい南部観光の核となる</p> <p>・広域観光デザイン ・知念村観光デザイン ・久高島観光デザイン</p>	
計画の目的	<p>・観光振興を政策的に進める</p> <p>・自然環境、歴史的文化遺産の保全と活用を図る</p>	
観光振興の課題	<p>「ハードは整ってきたがソフトや人材はこれから」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.観光を支える人材が育っていない 2.観光関連業者の連携不足 3.観光施設間のつながりが無い 4.自然破壊と増加するゴミ 5.加工業者が育っていない 	
知念村の現状	<ol style="list-style-type: none"> 1.県内外から注目が集まり入込客も増加している 2.進む観光インフラ整備 3.価値ある史跡と豊かな自然、生態系 4.新しい魅力が加わりはじめている 5.新たな問題が起こりつつある 	
エリア別方針		
広域圏観光	グランドデザイン	観光基本方針
	<p>「新しい南部観光ゾーン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉球民俗発祥の地 ・東四間切と東御廻い ・歴史学習ゾーン ・海洋レジャーゾーン ・体験学習ゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・古くて新しい南部観光価値を創造する ・琉球民族発祥の地である歴史と自然・景観を活かす ・癒し、学習・体験、遊びの観光3本柱を確立する ・滞在型観光の環境整備をする ・施設と人材のネットワークをつくる
知念村観光	グランドデザイン	観光基本方針
	<p>「沖縄・日本のルーツが見える 沖縄・日本の心のふるさと」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神降れ初めのぐすく (琉球民族発祥の地) ・斎場御嶽と知念城跡 ・学習と交流 ・海洋レジャー ・知念丸ごと産業 	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球民俗発祥の村であることをアピールする ・観光客の受入体制や窓口を充実させる ・村の資源を観光資源として見直し、新しい光を当てる ・村の持ち味や特徴を活かした観光メニューをつくる ・滞在・学習・交流型の新しい観光を創造する
久高島観光	グランドデザイン	観光基本方針
	<p>「神々の島 島ぐるみ歴史博物館」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五穀伝来の地 ・伝統行事 ・イラブー料理と伝説 ・豊かな植物群落 ・有機の里 	<ul style="list-style-type: none"> ・「神々の島」をテーマに「島ぐるみ歴史博物館(エコミュージアム)」にする ・島の人の意向を尊重し、島の歴史・自然・文化を守る ・有機の島づくり ・歴史・文化体験学習のプログラムを充実する ・久高島の環境美化憲章を推進する

具体的施策

観光振興計画策定時進行中プロジェクト	
斎場御嶽の道路と駐車場整備	
知念城跡の環境整備	
海岸道路整備	
沖縄の道自転車道整備(県道236玉城那覇自転車道)	
志喜屋漁港整備	
久高島漁港整備	
那覇につながる高規格道路整備	
観光基本方針に基づくプロジェクト	
広域観光の方向性	
・古くて新しい南部観光価値を創造する	
沖縄の本質が見える南部観光	沖縄の歴史が感じられる観光
新しい沖縄観光スタイルを創造する	体験・滞在型のスタイル
・琉球民族発祥の地である歴史と自然・景観を活かす	
民俗発祥の地であることを広くアピールする	宣伝・説明案内機能・史跡周辺整備
自然環境を積極的に保全する	環境調和型観光
村並み保存や自然補の憲章をつくる	村並み、自然・景観保全
・癒し、学習・体験、遊びの観光3本柱を確立する	
癒しのプログラムづくり	久高-知念-玉城霊地ネットワークコース、マップ、ガイド養成
学習・体験のプログラムづくり	歴史・農業・漁業・文化芸能体験学習
遊びのプログラムづくり	南部一円遊び心豊かな体験プログラム
・滞在型観光の環境整備をする	
多様な宿泊施設整備	ホテル・民宿・ホームステイ多様な宿泊機能整備
体験ゾーン整備	体験学習コアゾーン整備
広域を巡るツアーコースを整備	コンセプトにあわせたコース整備
・施設と人材のネットワークをつくる	
観光案内機能を充実する	案内板・マップ・ガイドの広域案内機能
観光人材を育成する	コーディネーター、ガイドの育成、住民の意識改革(地域学習)
観光資源や施設を広域で有効活用する	広域の観光ネットワークと体制づくり
知念村観光	
・琉球民俗発祥の村であることをアピールする	
琉球民俗発祥の歴史・物語・史跡を活かす	同左
知念村から沖縄、沖縄から日本が見える	知念村の歴史文化の活用
・観光客の受入体制や窓口を充実させる	
観光の核・目玉づくり	わかりやすく、アピールしやすい拠点づくり
観光関連業者や団体の横のつながりやルールをつくる	同左
観光客の窓口を充実させる	窓口の充実とインターネット対応
・村の資源を観光資源として見直し、新しい光を当てる	
特産品の活用	特産物(モズク・車えび等)ブランド化
眠っている資産の活用	スクガー集落跡整備、アドギ島有効活用等資産の掘り起こし
歴史の再発掘・再評価	歴史や物語を再発掘、新しい視点からの整理
・村の持ち味や特徴を活かした観光メニューをつくる	
パヤオ釣ツアー	宿泊施設とタイアップした観光プログラム
伝統芸能の鑑賞	伝統芸能アピール
サンライズやムーンライト	知念岬公園の日の出、久高から昇る月、景観の売出し
・滞在・学習・交流型の新しい観光を創造する	
経済的にも効果がある新しい滞在型観光の創出	滞在して経済的な価値を生む仕組みづくり
学習と交流の重視	学習・交流プログラムの充実
産学官の協力体制をつくる	住民を巻き込んだ産学官の協力体制づくり

久高島観光の方向性	
・「神々の島」をテーマに「島ぐるみ歴史博物館(エコミュージアム)」にする	
入島前・入島時に心得を説明する	船内での説明、神の国の入国許可証等の意識づけ
島ぐるみ歴史博物館	見学コース、案内機能の充実
ガイドやインストラクターなどの人材育成	地元のガイド等の育成
・島の人の意向を尊重し、島の歴史・自然・文化を守る	
島民の生活を優先させる	島民のための計画
久高島独自の歴史・自然・文化を守る	産学官の協力で持続可能な体制づくり
・有機の島づくり	
久高ブランドをつくる	ウコン・薬草等の無農薬栽培、有機の里
薬膳料理を開発する	久高島らしい薬膳料理を開発、名物にする
地割跡を活かした有機農業体験	農業体験と薬膳料理の体験プログラム
・歴史・文化体験学習のプログラムを充実する	
神々の島の歴史文化学習プログラムづくり	島を案内して歴史学習をする学習プログラム
島の伝統行事学習プログラムづくり	
自然観察プログラムづくり	
・久高島の環境美化憲章を推進する	
環境美化憲章をつくる	観光客増による環境保護への取り組み
景観保護憲章をつくる	景観保護地区の指定
アクションプログラム	
実現へのステップ	実践者ネットワーク 観光コーディネーター 実践者と支援者ネットワーク モニター 情報発信(HP・パンフ・広報誌・マスコミ・旅行社への情報提供) 村民意識の高まり(フォーラム・総合学習・行事等との連携)
人材育成と環境整備	
人材育成	観光コーディネーター ガイド養成 インストラクター養成 村民の意識啓発
自然景観	自然環境の保全 集落景観の保全
宿泊	中小規模宿泊施設の整備
交通	駐車場整備 マイクロバス、貸自転車、カート等の効果的活用 久高航路、交通手段、観光プログラムの効果的連携
案内	観光センターの設置 ・観光コーディネーターの常駐 ・ガイドの派遣 ・情報提供 ・知念村情報センターとの連携及び活用 わかりやすい標識の設置 ・高齢者、子ども、外国人にわかりやすい案内版 ・環境や景観に合うデザイン
行政施策	観光業務の充実・強化 横断的な関係各課との連携 国や県の関連施策の導入 歴史民族資料館の建設

(3) その他関連計画の概要

上位計画の概要と同様に、観光振興に影響のある計画や調査等の概要を整理する。

特に道路等に代表される社会基盤施設関係は、観光客の市内外への流れや市内の観光資源への移動等に影響があるものと考えられるため、事業化の見込み等を含め予定箇所などを図面上に整理を行う。

南城市まちづくり市民会議 提言書 (H19.8.24)

第一部 10の基本提言

基本提言 自然環境について「人と自然が響き合う里」

提言の視点と課題

- ・ 市民一人ひとりが緑の保全と創出を心がける
- ・ 自然環境に負荷を与えない循環型社会の形成

提言内容

- ・ 南城市の豊かな自然環境・景観を保全していく必要がある(開発抑制・建築規制)
- ・ 自然保全の為に市民への啓発
- ・ 自然観察や公園の清掃活動を通じて、自然を教育の場として積極的に活用
- ・ 災害面に配慮しつつ、かつての自然を復元していく

基本提言 人と自然の共生について「豊かな自然に囲まれて育むチムグクル」

提言の視点と課題

- ・ 豊かな自然：人々に潤いと安らぎを与える尊い存在
- ・ 新レベルで行える環境対策を講じて身近な自然を創出・育成していく

提言内容

- ・ 自然を観光の場として積極的に活用していく(エコツーリズム)
- ・ 市民の自然を大切にすることを育む(自然との触れ合い・緑化活動)
- ・ 市民行政が一体となった自然環境、景観保全等への効果的な取り組み
- ・ 遊休地活用、街路樹等による良好な景観の創出
- ・ 市民のゴミに対する清掃活動や取り締まり強化

基本提言 子供達と子育てについて「子供たちが親や地域とともに歩む健やかな成長」

基本提言 地域コミュニティについて「ユイマールで結ばれたコミュニティ形成」

提言の視点と課題

- ・ 地域コミュニティの再生・世代間交流拠点
- ・ 市民の市への誇り・愛着を深め、旧4町村間の連携とネットワークの構築
- ・ 「困った時はお互い様」互いに助け、支え合うユイマール精神の地域社会コミュニティ形成

提言内容

- ・ 挨拶等の地域間の気軽な声かけ
- ・ 市内、外の人をも溶け込める連帯感のあるコミュニティ形成

- ・ 伝統文化、行事の継承、地域活動を通じた地域のアイデンティティの確立

基本提言 健康について「心・体・霊魂（Spiritual）の健康を目指して」

提言の視点と課題

- ・ 南城市民が健康で元気があることが第一
- ・ 地域ですっと元気で暮らせる医療体制の創出、地域間格差の是正
- ・ 身体健康だけでなく、心と霊魂の健康も意識し、心身ともに健康となる

提言内容

- ・ 地域間の保健、医療格差を是正し、質の高い柔軟なサービスを提供する
- ・ 知・徳・体・霊魂の円満で調和のとれた人格形成を目指す

基本提言 福祉について「すべての人がいきいきと生活する地域社会」

提言の視点と課題

- ・ 生活を多角的に支援し、暮らしやすい生活環境の整備と地域社会の構築（ユニバーサルデザイン）
- ・ 高齢者・障がい者が社会参加を通して生きがいを見出し、自分らしさが発揮できる居場所を構築する

提言内容

- ・ 物質的なバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーの育成
- ・ シルバー人材の活用や障がい者の就労機会等の居場所づくりの支援

基本提言 人材育成について「“まちづくり”は“ひとづくり”から」

提言の視点と課題

- ・ まちは、そこに暮らす人によって、性格や雰囲気や育まれる前提に立ち、人を育てることが重要
- ・ 市民がまちの歴史・文化・自然の認識とウチナーグチによる南城市民としての誇りとアイデンティティを持ち、より魅力的な南城市を形成する。
- ・ 自分たちのまちは自分たちでつくる 住民協働のまちづくり

提言内容

- ・ 地域の伝統行事への積極的参加によりコミュニティ強化と世代間交流の活発化
- ・ 全市的イベント開催（旧4町村の一体化）
- ・ 地域活動意欲のある人材の育成
- ・ 地域の人材を学校教育の総合学習や講習会などを行い、市民意識の向上を図る
- ・ 市民主体でまちづくりを行うために相談窓口や情報提供機能を設ける
- ・ 人材育成センター、後継者育成センター、人材バンクの設立
- ・ 遊休建築利用による市民ボランティア交流センター
- ・ 団塊世代の元気塾

基本提言 南城市ブランドづくりについて「オンリーワンのブランドづくり」

提言の視点と課題

- ・ 農業・漁業は盛んであるが、県内外へのアピールが無く、地域ブランド商品も少ない

- ・ 今後は農・水産物のブランド化や加工商品開発等が重要
- ・ 「南城市に行かないと味わえない」「オンリーワンのブランドづくり」のための第一～三次産業の連携による産業振興
- ・ 体験農業・漁業等による観光と第一次産業の連携により、市固有の産業を育成する

提言の内容

- ・ 南城市としてブランド化すべき品目を定め、戦略的に推進する（ハーブ等）
- ・ 物産販売、飲食機能の充実
- ・ 特産物を活かしたオリジナル加工品の開発 産業間連携の強化
- ・ 南城市民の気質の向上による「ハートのブランド化」
- ・ 遊休農地の活用による市民農園やクラインガルテン（滞在型市民農園）を整備
- ・ 県産品を県と連携して県内外にアピール
- ・ 体験型農業・漁業の推進及び民泊の支援等と体験交流観光の強化を図る

基本提言 伝統文化について「伝統文化が息づくまち」

提言の視点と課題

- ・ 後継者不足から伝統文化が失われつつある 維持継承のための取り組みが必要
- ・ 観光に偏った伝統行事・芸能は住民にとって違和感を覚える（本来は地域の為の行事）
- ・ 観光と地域のバランスを考えた振興が重要
- ・ 捕鯨・闘牛といった失われた過去の地域文化の掘り起こし 知識の継承、地域文化を受け継ぐ人材ネットワーク、人材バンクの形成
- ・ 地域文化の掘り起こしは、市民のアイデンティティの確立と新たな観光資源として期待され、地域情報の収集などが必要

提言の内容

- ・ 旧4町村の伝統文化芸能の担い手の交流による活動の活発化
- ・ 地域文化の発掘、高齢者からの知識の継承による地域情報の集積と発信機能の仕組みづくり
- ・ 旧暦を重要視した生活スタイルへの取り組み

基本提言 都市基盤の整備について「南城市らしさを活かした都市基盤の整備」

提言の視点と課題

- ・ 開発と保全のバランスの取れた秩序ある土地利用が重要である
- ・ 合併し、庁舎分散による交通利便性低下や観光客の主な交通手段であるレンタカー・観光バスによる通過型の観光から、市内の散策や巡回型の観光への展開、交通弱者への配慮などを含めバス・フェリー等の公共交通整備が必要
- ・ 国道331号沿道の景観保全 観光資源として有効
- ・ 市民生活及び観光産業のために次世代通信基盤の整備は重要

提言の内容

- ・ 文教都市条例（南城市の自然・文化にそぐわない遊興施設立地の規制）制定
- ・ 芸術大学、県立高校等の積極的誘致による文教都市の育成

- ・景観保全条例、自然保護醸成を早急に制定
- ・バス、久高フェリーの運行回数増などの交通利便性の向上

第二部 10の緊急提言・オンリーワン提言 期間設定に流用

10の緊急提言

沖縄で初めての文教都市条例を緊急に制定

- ・産業振興や観光のためにレクリエーション資源としてギャンブル性の高い施設等は新市の方針にそぐわない。
- ・自然と風土、既にあるレク施設の調和を図りつつ「文教のまち南城」を構想していきたい

市を2分するような政策対策をとらないようにすること。「合議と合意」による市民行政の協力・協働のまちづくり

乱開発を制限する景観保全条例を早急に制定する

- ・市民アンケートで約61%は、「開発も必要であるがどちらかといえば自然保護を重視する」と回答
- ・斎場御嶽周辺の景観を含んでこそ聖地である。より広大なバッファゾーンを必要とする。久高島に高層建築物等が建築されたら本来の意味さえ失われる。早急に対応すべき。

南城市の自然資産である海について、早急な土砂流出防止条例の制定、自然海岸の保全と再生、イノアの保全・再生と積極的活用

新市の資産である人材バンク、人材ネットワークを形成・構築する

- ・人材ネットワークは全体的にバランスの良い発展に寄与することが可能である。

早急に高齢者の貴重な人生経験の聞き取りを蓄積する。それを市の財産として、教育と子供たちの「生きる力」の育成に活用していく

- ・戦争を繰返さないためにも戦争体験等、高齢者の生きた経験を聞き取り、みんなの財産として蓄積、活用していく。

市街地における商業者の保護と大規模商業施設や本土系資本に依存しない地域活性化を実現する

- ・大規模商業施設に依存しない地域活性を目指す。(大規模商業施設等の誘致は行わない)
- ・安全・安心・信頼によるオンリーワン事業者の育成と告知広報活動に力を注ぐ。
- ・農業・漁業が基幹産業であり、大学と連携して「産・官・学」連携によるモデル事業の立ち上げを優先課題とする。
- ・観光においても本土大手資本によるホテルに依存することなく、民泊を始めとした手作り感のあふれる体験滞在型観光を目指す。

急速に失われつつある方言の伝承と伝統的で民族的な芸能・民謡・童話・遊び・民

話等の口頭伝承を活用した感性、情操の形成を推進する

- ・沖縄の伝統文化の継承を行う上でも方言は県民のアイデンティティの源である。方言の伝承を通じ、伝統文化の継承、他世代間交流が促進される。
- ・伝統文化の継承は、南城市の観光資源としても重要な役割を担っているが、観光誘客のみを目的とした表面的な文化振興にとどまらない抜本的な対策が求められる

就学前の子供たちの医療費の無料化等の他市町村に先駆けた社会基盤整備により、若い世代が住みやすく、流出を防ぎ、移住しやすいまちづくりを推進する

ごみの不法投棄の根絶と市民の公衆道徳意識の醸成

- ・自然保護、観光振興の面から緊急の課題となる。ごみの投棄が続く現状は、新市のイメージ低下、人心の荒廃の表れである。
- ・地域を愛する気持ち、ふるさとに誇りを持つ気持ちを市民行政が一体となって醸成させることが求められる。

10のオンリーワン提言

全国に先駆けたオンリーワンの霊育（Spiritual）を推進

他市町村に先駆けて、「いのちと人間の尊厳」を基本とした地域社会を構築する

- ・「いのちと人間の尊厳」を合言葉とした、チムグクルあふれるまちづくりを推進する。これにより、ユニバーサルデザインの障がい者や社会的弱者、外国人や観光客を含む全ての人々に開かれたバリアフリーなモデル都市づくりを推進する。
- ・フォーラム開催等により、癒しの里として認知度・知名度を高め、南城市の個性を創出することができる。

沖縄野菜、ハーブ、薬草等の植物資源を有効活用する

- ・健康沖縄の再生のため、南城市発の「沖縄野菜ルネッサンス」を実施し、南城市の特性を広くアピールする。
- ・島ハーブの生息調査、栽培方法の研究、オリジナル用品の開発
- ・ハーブ公園などをつくり、統合医療、観光、産業育成の中核として市民開放し、滞在型治療施設や市民農園、観光客誘致、オリジナルブランドの創出などが期待される。
- ・ハーブ公園は、豊富な湧水の活用を見込める場所とし、市民・観光客が無料で憩える場所としたい。設置にあたっては、既存施設・企業との連携を図り、相乗効果が期待できるものとする。

県内有数の水量と水質をもつ湧水等の水資源の有効活用

- ・100以上ある湧水の水質調査などを行い、医療健康分野での有効活用を図る。
- ・湧水を利用した農業施設の積極的サポート。

世界遺産を中核とする聖地・史跡・憩いの空間を生かした観光を促進する

- ・入場料を取るにより、聖地としての根源的な力が薄らいだ。再検討が必要。
- ・門前町のような聖地周辺の商業施設整備を長い目で作っていく。
- ・聖地や御嶽、グスクを単一的な観光施設とせず、周辺の雰囲気を含めて歴史性や神秘性をかもし出すようにすべき
- ・御新下り（ウアライリ）を伝統・観光行事として復活させる。首里城祭にも匹敵する観光誘客が見込まれる。
- ・首里から斎場御嶽まで連動し、近隣市町村と交流の好機となる（祭の際、古来の慣例にならない男子禁制等）

旧暦を活用した伝統文化・芸能の継承・交流と地域活動の再発見を促進する

- ・旧暦を尊重したまちづくりの定着により全国的に注目され、観光資源となりうる。
南城市発の全国的な自然と調和した生活へのムーブメントへと展開

市民自身が新市を深く理解できるタウンウォッチングを実施する等、地域文化遺産の掘り起こしによる市民アイデンティティの形成を促進する

- ・南城市の歴史遺産、伝統文化は、オンリーワンの源泉である。これを単なる観光資源とするのではなく、全市民の地域への愛着とアイデンティティに昇華していく。
- ・久高島への特別な配慮（伝統文化、生活の保存）
- ・尚巴志の居住地である佐敷グスク一帯を、実感を持って歴史上の偉人が感じられるような整備を行い、地域への誇りを生み出す。
- ・東御廻り、グスクロード、大里の歴史遺跡等学習の機会を増やし、学校や市民参加を促進する。

「南城市子供会議」等により未来ビジョンづくりに子供たちの参加をはかる。「市内留学」「子供国際交流使節」等の実施による旧四町村間の子供たちの交流と相互理解を促進する

地域の安全・安心の中核センターとして、公民館や集会場を活用したコミュニティの形成を促進する

市民が相談できケアを受けられる行政窓口の設置と「人生カウンセラー」の育成。全国に先駆けて各世代層のニーズに応じた人生サークルづくりを推進する。

<p>事業目的</p>
<p>本事業は、体験滞在交流の促進による地域活性化をテーマとしている。 これまで南城市では、豊かな自然と歴史・文化遺産を多く有し、それらを中心とした観光事業を推進してきた。しかし、沖縄観光のトレンドは、若年層を対象に観光リゾート及び離島を中心としており、南城市の優位性を発揮する余地が少なく、その可能性は未開発であった。 近年、観光客のニーズが多様化し、個人志向、知る・学ぶ観光、地域との交流を求める傾向が指摘されている。 体験滞在交流促進事業は、地域の様々な主体が連携して、このような来訪者の多様なニーズに答えようとするものである。 従って、本事業によって体験滞在交流を軸とした地域振興を推進していくための基盤整備をハード・ソフトの両面から支援するものである。</p>
<p>沖縄・日本のルーツが見える心のふるさと整備事業</p>
<p>・平成17年度 旧知念村において探択</p>
<p>・平成18年1月 町村合併後も継続 対象範囲を南城市として拡大</p>
<p>・ハード事業</p>
<p>体験滞在交流センター(がんじゅう駅) 歴史学習体験センター(緑の館) 海洋体験施設(海の館)</p>
<p>・ソフト事業</p>
<p>民間業者や非営利組織への運営委託を視野に入れた事業計画の策定 コーディネーター人材育成事業 拠点施設を活用した体験プログラムの開発・検証作業 地域内外へのアピールとしてシンポジウムの開催 各種プロモーション活動</p>
<p>・事業内容</p>
<p>検討会開催:全6回 県外先進地視察(2泊3日):小国町、湯布院、人吉町 マーケティング調査(1泊2日):恩納村、伊江村 地域資源・体験プログラム調査:自然・人文資源・観光施設等 コーディネーター養成コース エコツアーガイド養成講座 シンポジウム ホームページ・パンフレット作成</p>
<p>・南城市における地域ツーリズム</p>
<p>地域の自然、歴史・文化、産業など地域内で培われた資源を核として、地域経済の活性化やまちづくり活動等との相乗効果を狙って継続的に体験・交流事業を「地域ツーリズム」と定義する。</p>

調査・研究結果	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中心となる人材の発掘、育成、その他ネットワーク化の促進 (2) 長期的視野に立った将来ビジョンの設定 (3) 地域価値を共有し、内外に発信する仕掛けづくり (4) 地域内の合意形成を促すしくみづくり (5) 自治体の役割とリーダーシップの発揮 (6) 持続可能な観光への対応
調査・研究結果	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 体験プログラムとホスピタリティー (2) プログラム内容より、講師・インストラクターの質的向上
体験プログラム開発	
課題	<p>顧客は体験と交流を求めてやってくるため、地域の一員として、体験プログラムに参加している</p> <p>向かえる側は、お客様として、体験交流にある程度の仕切りを入れる</p> <p>この結果、ニーズとシーズにズレが生じてしまうことがわかった。</p> <p>しかし、これは、個人レベルの思いに左右されるため、「交流」の持ち方について検討が必要となる</p>
南城市の印象	<p>印象 = 満足度を得るためには、コンセプトと資源がマッチしていることに加え、ガイド、ホスピタリティーを含め総合的なコーディネートに重点を置くことが重要となる</p>
価格	<p>ツアー提供側と参加者で価格設定に3,000～7,000円の差が生じた</p> <p>サービスを落とすことなくコスト削減をすること</p> <p>更なる付加価値を感じてもらおう工夫や仕掛けの必要性</p>
人材育成	
広告・プロモーション	
	<p>HP作成(体験交流施設 なんじょうナビにリンク)</p> <p>広告記事の掲載 「うるま」6月号</p> <p>パンフレット作成</p>

(4) 観光関連施策の評価

旧知念村及び旧玉城村で策定された、観光振興計画については、位置づけられた施策の内容と具体的な動きがどうだったのか評価・分析を行い、南城市観光振興計画に反映することとする。

■旧佐敷町総合計画における観光関連施策実施状況

目標	方針	主要施策	具体施策	施策の実施状況		実施効果
				進捗	具体的事業	
活 力 あ る 人 産 に 優 の し 町 い づ く り	大型プロジェクトの推進	1.「佐敷シーガーデン構想」の推進	1.海洋リゾート、レジャー等の観光事業の推進	×		
		2.「ヘルシーリゾート構想」の推進	1.健康保養地の形成を図る	×		
	地域資源の活用	1.佐敷グスク及び周辺の整備促進	1.歴史的資源を有効活用した観光施策の展開	○	事業中	
		2.自然環境・地域資源を活用した施策の展開	1.歴史的資源を有効活用した観光施策の展開	×		
		3.地域特産品の開発	1.農水産業、商工業等と連携し、 地域固有の資源を活用した特産品の開発	×		
		4.佐敷マリーナの活用方策の検討	1.周辺の富祖崎公園、 ハマジンチョウ群落等を含めた一体的な利活用	△	マリーナ閉鎖 公園整備済み	管理面が問題(除草等)
	広域的施策の展開	1.島尻観光ネットワークの形成、 東御廻りルートの有効活用	1.近隣市町村との連携を図り、 東御廻り等を活用した島尻観光ネットワークの形成	△	東御廻りコース設定	
	推進体制の強化	1.町民参加型の推進体制の確立	1.町民、行政、民間一体となった地域ぐるみの推進体制の構築	○	尚巴志マラソンへの協力や花植 活動等	
			2.イベント等の各種施策の展開	○		
		2.観光振興に関する計画策定の検討	1.観光振興に関する計画策定	×		

■旧大里村総合計画における観光関連施策実施状況

目標	方針	主要施策	具体施策	施策の実施状況		実施効果	
				進捗	具体的事業		
活 力 に 満 ち た 豊 か な ま ち づ く り	推進体制の確立	1.関係機関との連携強化	1.庁内体制及び地域ぐるみの取り組み体制の確立	×			
			2.誘致活動の推進	1.本村を対外的に宣伝	○	なんじょうナビ!	
				2.誘客に向けた観光情報の拡充	○	なんじょうナビ!	
				3.提供体制の強化	×		
				4.各種イベントの開催等	△		
	観光レクリエーション拠点の形成	1.自然・歴史的環境の保全と整備活用	1.大里城趾公園整備事業の推進	○	実施中		
			2.散策ルートづくり	○	ルート整備(城趾公園整備)	管理面が問題(除草等)	
		2.観光関連施設の誘致促進	1.観光施設の誘致を促進する	×			
	レクゾーン構想及びヘルシーリ ゾート構想の展開への施策検討	1.まちづくりに連動した観光・リゾートの振興	1.多様な体験学習	×			
			2.レクリエーション等の交流促進のための基盤づくり	×			

※事務局としての評価

目標	方針	主要施策	具体施策	エリア(:場所に関わるもの)						施策の実施状況		実施効果				
				A	B	C	D	E	F	進捗	具体的事業					
く グ ス ク と 水 と ふ れ あ い の 里 ・ た ま ぐ す く	グスク(歴史)を活かす ~歴史背景・由来・技術・知恵を学ぶ~	1. 歴史文化資源の発掘・発信	1. 資料カルテづくり(詳細資料・内部資料)								×					
			2. わかりやすい歴史文化パンフレットづくり(来訪者用)									×				
			3. ホームページづくり(児童生徒等の参加)											なんじょうナビで継承		
		2. 歴史のみちの整備	1. 沖縄のみち自転車道の整備(舗装、各種サイン、休憩所)											実施済み		
			2. グスクロードの整備(各種サイン・緑化等)											サインは結構ある		
			3. ウザファビラの整備(グスクロード公演との連結、松並木の回復等)													
	水(自然)を活かす ~自然の摂理・環境循環・生態を学ぶ~	1. 各地のヒージャー(樋川)の魅力づくり	1. 琉球歴史発祥巡りの整備(簡易舗装、各種サイン、ベンチ、植栽等)											ウザファビラ整備、受水走水周辺		
			2. 史跡及び周辺緑地の保全、定期清掃(地域住民、児童生徒等の参加)											説明サインはある	わかりにくい	
			3. 受水走水での稲穂まつりの開催													
		2. ウォーターフロント(海浜域)の魅力づくり	1. 玉城城跡周辺整備計画の策定と推進										×			
			2. 城跡及び公園を活かしたイベントの開催											エイサー等開催		
			3. 定期清掃の推進(地域住民・児童生徒等の参加)													
	3. 海上交通ネットワークの創出	1. 系数城跡周辺整備計画との策定と推進														
		2. 系数城跡にまつわるイベントの開催(比嘉ウチョー関連等)										×				
		3. 定期清掃の推進(地域住民・児童生徒等の参加)										×				
	里(ふれあい)を活かす ~生活文化と地域の経済を豊かにする~	1. 系数集落及びアブラガマ(系数壕)の平和活用	1. 資料展示・学習機能・研究機能の確保											中央公民館に展示		
			2. 観光案内機能・特産品展示販売機能、休憩飲食機能・駐車機能確保										×			
			3. テーマを設定した歴史文化センターまつりの創出										×			
1. 各字のヒージャー(樋川)の定期清掃と定期水質調査の実施														説明サインは所々にある	アンケート結果では効果はあまり出ていない	
2. 説明サインの充実と周辺緑化・蛍の再生												×				
2. 玉泉洞との連携強化		3. 主要ヒージャー(垣花、中村渠等)周辺のトイレ、駐車場の案内表示										×				
		1. 海浜遊歩道及び防潮林の整備										×				
		2. 中長期滞在可能な宿泊施設の整備										×				
		3. 自動車の進入制限と周辺での駐車場確保の検討										×				
		4. 地域ぐるみでの清掃活動の促進(環境美化・維持管理)										×				
3. 伝統集落の魅力づくり(富里、船越、垣花・仲村渠等)	5. 海浜環境を守るためのルールの検討(斜面緑地の保全、水質保全、チェックシステムなど)											×				
	6. 海を楽しむ多様なメニューの充実(生物観察、マリンレジャー、ウミンチュー体験、海洋療法など)												海の館で合併後に実現、個別施設で対応			
	7. 海中水族館の整備検討										×					
	1. 船着場の整備・確保(アージ島、新原ビーチ、奥武島、堀川)											×				
	2. 民間運営主体の確立											×				
4. 新たなリゾートオフィス・滞在村(のんびり村)の創出	1. アブラガマの管理・運営体制の確立												南部観光総合案内センターで対応			
	2. 平和学習関連機関との連携強化												案内ガイド			
	3. 外国語にも対応できる案内ガイドの養成・確保										×					
	4. 周辺利便施設の整備(トイレ、駐車場、飲食、土産店等)											×	一部施設			
	5. 平和イベントの検討											×				
5. 堀川採石場の新たな活用の検討	1. 村内観光情報センター機能の確保												南部観光総合案内センターで対応			
	2. 村内特産品販売の拡充										×					
	3. 宿泊機能の確保検討(村内エコツーリズムの起点ともなる)										×					
	1. 伝統的建造物の保全及び景観づくりの支援										×					
	2. 伝統集落見どころ案内マップづくり(石畳、村ガ-、防空壕跡等)												各種ガイド			
現在検討中	3. 生活文化体験メニューの開発(体験農業、都市と農村の交流事業等)												一部施設単位で実施			
	1. 小規模リゾートオフィスのモデル展開の可能性検討										×					
現在検討中	2. 中長期滞在可能なリーズナブルな宿泊施設の確保検討										×					
	1. 採石場を活かした新たなイベントの検討(野外劇、野外シアター等)												現在検討中			
			2. 跡地利用を含めた長期活用ビジョンの検討										現在検討中			

目標	方針	主要施策	具体施策	エリア(:場所に関わるもの)						施策の実施状況		実施効果			
				A	B	C	D	E	F	進捗	具体的事業				
く ふ れ あ い の 水 と の 里 ・ た ま ぐ す く	人(人材)を活かす -村づくり、暮らしづくりの主体 となる-	1. 比嘉ウチヨー杯世界大会及びグッズ開発	1. ウチヨー杯争奪世界大会(力自慢大会(腕相撲、木柱投げ等)、絶叫大会(片足をあげ、アチヨーという等))								×				
			2. ウチヨーグッズの開発(藍染めウチヨーTシャツ、ウチヨー人形等)									×			
		2. 観光見どころポイントの発掘・発信	1. 観光資源カルテ及びわかりやすい観光パンフレットづくり 2. ホームページづくり(児童生徒等の参加)											GUSUKUNAMI等各種パンフ なんじょうナビで継承	
		3. 多様なモデルコースの設定・発信	1. 1日ゆったりコース、半日充実コース、2時間導入コース等の設定 2. 多様なモデルコースパンフレットの作成											なんじょうナビ上の観光ルート なんじょうナビ上の観光ルート	
		4. 美しいむらづくりの推進	1. 緑化の推進(ゲートスポット、沿道、屋敷内、公共施設等) 2. 案内サインの整備(イメージキャラクター:比嘉ウチヨーなど) 3. 村づくり条例の制定(土地利用、景観形成、環境保全等) 4. 玉城村環境憲章の制定と環境村宣言											キャラクターはない ×	
		5. 案内ガイドの養成及びミニ観光案内所の確保	1. 養成講座の開設と案内ガイド登録制度の確立 2. 案内ガイド利用規定づくり 3. ミニ観光案内所の確保(字内の店舗等)											沖縄体験滞在交流促進事業 沖縄体験滞在交流促進事業 ×	
		6. 村観光協会の立ち上げ	1. 村観光協会の立ち上げ 2. 村観光情報の収集及びプロモーション活動 3. 特産品の発掘・育成											×	
		7. むらバス・レンタサイクルの運営	1. むらバス運営計画の検討(運営主体、利用規定、収支予測、ルート設定、既存福祉バスとの共同利用等の検討) 2. レンタサイクルの利用・運営システムの検討 3. 拠点施設の整備(駐車場、レンタサイクル、情報センター等)											×	
		8. 玉城むらづくり塾の開設	1. 玉城村を見つめ考え行動するむらづくり塾の立ち上げ支援 2. 各字ごとのむらづくり活動計画づくり及びその具体展開											×	
		今後の課題	行政内部の連携と推進条件の整備	・各課連絡会議の開催											×
・関連事業の一体的整備															
・上位計画への位置づけと新たなルールの確立														×	
村民との連携	・区長会での説明会の実施													×	
	・区で分担できることの勉強会開催													×	
	・区への可能な支援の提供													×	
隣接市町村及び国・県との連携	・村を越えた共同事業の展開													×	
	・各種事業制度の把握・活用														農村整備関係事業費の活用
必要組織の立ち上げと人材育成	・村観光協会の立ち上げ													×	
	・観光NPO、むらおこし塾の立ち上げ													×	アンケート結果では効果はあまり出ていない

A.グスクロード・役場エリア B.垣花・百名エリア C.糸数・船越エリア D.玉泉洞・前川エリア E.リゾート・休暇村エリア F.ウォーターフロントエリア

■旧知念村 観光振興計画 施策実施状況

知念村観光振興計画での具体的施策		施策の実施状況		実施効果
		進捗	具体的事業	
観光振興計画策定時進行中プロジェクト				
斎場御嶽の道路と駐車場整備		○	駐車場・周辺道路整備済み、周辺食べ物屋有り	有料化は疑問の声あり
知念城跡の環境整備		○	城壁等修復中	
海岸道路整備		△	一部整備	
沖縄の道自転車道整備(県道236玉城那覇自転車道)		△	県整備中	
志喜屋漁港整備		○	漁港環境整備統合補助事業(H17)	
久高島漁港整備		○	漁港海岸保全施設整備事業(H17)	
那覇につながる高規格道路整備		○	南部東道路(H18年度新規着工準備箇所)平成20年後半に供用開始予定	
観光基本方針に基づくプロジェクト				
①広域観光の方向性				
・古くて新しい南部観光価値を創造する				
沖繩の本質が見える南部観光	沖繩の歴史が感じられる観光	○	アガリウマーイ等の観光コース	
新しい沖繩観光スタイルを創造する	体験・滞在型のスタイル	○	がんじゅう駅・海の館・緑の館整備	十分活用されていない
・琉球民族発祥の地である歴史と自然・景観を活かす				
民俗発祥の地であることを広くアピールする	宣伝・説明案内機能・史跡周辺整備	△	観光パンフ等作成	
自然環境を積極的に保全する	環境調和型観光	×		
村並み保存や自然補の憲章をつくる	村並み、自然・景観保全	×		
・癒し、学習・体験、遊びの観光3本柱を確立する				
癒しのプログラムづくり	久高-知念-玉城霊地ネットワークコース、マップ、ガイド養成	△	東御廻コースガイド等(観光コース等)、観光人材バンク	
学習・体験のプログラムづくり	歴史・農業・漁業・文化芸能体験学習	○	がんじゅう駅・海の館・緑の館整備	
遊びのプログラムづくり	南部一円遊び心豊かな体験プログラム	×		
・滞在型観光の環境整備をする				
多様な宿泊施設整備	ホテル・民宿・ホームステイ多様な宿泊機能整備	×		
体験ゾーン整備	体験学習コアゾーン整備	○	がんじゅう駅・海の館・緑の館整備	
広域を巡るツアーコースを整備	コンセプトにあわせたコース整備	△	アガリウマーイ等の観光コース	
・施設と人材のネットワークをつくる				
観光案内機能を充実する	案内板・マップ・ガイドの広域案内機能	△	案内板設置箇所、HP	
観光人材を育成する	コーディネーター、ガイドの育成、住民の意識改革(地域学習)	○	観光人材バンク、シンポジウム開催	
観光資源や施設を広域で有効活用する	広域の観光ネットワークと体制づくり	×		
②知念村観光				
・琉球民俗発祥の村であることをアピールする				
琉球民俗発祥の歴史・物語・史跡を活かす	同左	×		
知念村から沖縄、沖縄から日本が見える	知念村の歴史文化の活用	△	沖縄・日本のルーツが見える心のふるさと整備事業	
・観光客の受入体制や窓口を充実させる				
観光の核・目玉づくり	わかりやすく、アピールしやすい拠点づくり	△	がんじゅう駅・海の館・緑の館整備、南部観光総合案内センター	
観光関連業者や団体の横のつながりやルールをつくる	同左	×		
観光客の窓口を充実させる	窓口の充実とインターネット対応	△	南部観光総合案内センター、なんじょうナビ	
・村の資源を観光資源として見直し、新しい光を当てる				
特産品の活用	特産物(モズク・車えび等)ブランド化	△	長寿美食コレクション	
眠っている資産の活用	スクガ-集落跡整備、アドギ島有効活用等資産の掘り起こし	×		
歴史の再発掘・再評価	歴史や物語を再発掘、新しい視点からの整理	×		
・村の持ち味や特徴を活かした観光メニューをつくる				
バヤオ釣ツアー	宿泊施設とタイアップした観光プログラム	×		
伝統芸能の鑑賞	伝統芸能アピール	○	国立劇場「南城市の民俗芸能」(2007/9/8(土))等	
サンライズやムーンライト	知念岬公園の日の出、久高から昇る月、景観の売出し	×		
・滞在・学習・交流型の新しい観光を創造する				
経済的にも効果がある新しい滞在型観光の創出	滞在中に経済的な価値を生む仕組みづくり	△		
学習と交流の重視	学習・交流プログラムの充実	○	がんじゅう駅・海の館・緑の館整備	
産学官の協力体制をつくる	住民を巻き込んだ産学官の協力体制づくり	△	いきぎプラザinなんじょう	

■旧知念村 観光振興計画 施策実施状況

知念村観光振興計画での具体的施策	施策の実施状況		実施効果
	進捗	具体的事業	
③久高島観光の方向性			
・「神々の島」をテーマに「島ぐるみ歴史博物館(エコミュージアム)」にする			
入島前・入島時に心得を説明する	船内での説明、神の国の入国許可証等の意識づけ	×	
島ぐるみ歴史博物館	見学コース、案内機能の充実	○	久高島ガイドツアー
ガイドやインストラクターなどの人材育成	地元のガイド等の育成	○	観光人材バンク等
・島の人の意向を尊重し、島の歴史・自然・文化を守る			
島民の生活を優先させる	島民のための計画	○	観光施策の方向性
久高島独自の歴史・自然・文化を守る	産学官の協力で持続可能な体制づくり	×	
・有機の島づくり			
久高ブランドをつくる	ウコン・薬草等の無農薬栽培、有機の里	△	
薬膳料理を開発する	久高島らしい薬膳料理を開発、名物にする	△	久高島イラブ等
地割跡を活かした有機農業体験	農業体験と薬膳料理の体験プログラム	×	
・歴史・文化体験学習のプログラムを充実する			
神々の島の歴史文化学習プログラムづくり	島を案内して歴史学習をする学習プログラム	△	久高島ガイドツアー
島の伝統行事学習プログラムづくり		△	久高島ガイドツアー
自然観察プログラムづくり		△	イアラブーツーリズム(企画中)?
・久高島の環境美化憲章を推進する			
環境美化憲章をつくる	観光客増による環境保護への取り組み	×	
景観保護憲章をつくる	景観保護地区の指定	×	
アクションプログラム			
実現へのステップ			
	実践者ネットワーク	×	
	観光コーディネーター	×	
	実践者と支援者ネットワーク	×	
	モニター	△	体験交流モニタリングツアー(沖縄体験滞在交流促進事業)
	情報発信(HP・パンフ・広報誌・マスコミ・旅行社への情報提供)	△	なんじょうナビ
	村民意識の高まり(フォーラム・総合学習・行事等との連携)	○	いききプラザinなんじょう
			参加者アンケート
			住民アンケートでの検証
人材育成と環境整備			
人材育成			
	観光コーディネーター	○	沖縄体験滞在交流促進事業
	ガイド養成	○	沖縄体験滞在交流促進事業、観光人材バンク
	インストラクター養成	○	沖縄体験滞在交流促進事業、観光人材バンク
	村民の意識啓発	○	いききプラザinなんじょう
			住民アンケートでの検証
自然景観			
	自然環境の保全	×	森林地域等の規制はあり
	集落景観の保全	×	
宿泊			
	中小規模宿泊施設の整備	×	
交通			
	駐車場整備	△	
	マイクロバス、貸自転車、カート等の効果的活用	△	
	久高航路、交通手段、観光プログラムの効果的連携	×	
案内			
	観光センターの設置	△	南部観光総合案内センター
	・観光コーディネーターの常駐	×	
	・ガイドの派遣	○	観光人材バンク
	・情報提供	△	なんじょうナビ、各種パンフ
	・知念村情報センターとの連携及び活用	×	
	わかりやすい標識の設置	×	
	・高齢者、子ども、外国人にわかりやすい案内版	×	
	・環境や景観に合うデザイン	×	
行政施策			
	観光業務の充実・強化	-	
	横断的な関係各課との連携	×	
	国や県との関連施策の導入	○	地域再生マネージャー
	歴史民族資料館の建設	×	

